

# 志布志市過疎地域持続的発展計画

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

令 和 8 年 策 定



鹿児島県志布志市

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS

## SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するのと同様、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や、貧困・格差・保健等の社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきています。

このような状況を踏まえ、平成 27 (2015) 年に国際連合において、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (以下「2030 アジェンダ」という。) が採択されました。この中には、持続可能な開発目標 (以下「SDGs」という。) である 17 のゴール (目標) と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられています。

これは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる総合的取組でもあります。つまり、日本を含む各国、また、政府や民間セクター等のあらゆる主体を動員して取組を推進することが求められており、地方自治体も密接して取組を進める必要があります。

この SDGs については、本市としても重要な取組であることを認識し、第二次志布志市総合振興計画後期基本計画をはじめ、今回の過疎地域持続的発展計画においても、施策ごとに SDGs の目標を関連付け、SDGs の推進に取り組むこととします。

# 一目 次一

## 1 基本的な事項

(1)	志布志市の概況	1
ア	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	3
ウ	産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配意した本市の社会経済的発展の方向の概要	4
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
ア	人口の推移と動向	6
イ	産業別人口の推移と動向	7
(3)	行財政の状況	8
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7)	計画期間	12
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	12

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)	現況と問題点	13
(2)	その対策	13
(3)	計 画	14
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	14

## 3 産業の振興

(1)	現況と問題点	15
ア	産業振興の方針	15
イ	農林水産業の振興	15
ウ	地場産業の振興	17
エ	企業の誘致対策	18
オ	起業の促進	18
カ	商業の振興	17
キ	観光の振興	18
ク	港湾の振興	19
(2)	その対策	20
ア	産業振興の方針	20
イ	農林水産業の振興	20

ウ	地場産業の振興	23
エ	企業の誘致対策	23
オ	起業の促進	23
カ	商業の振興	23
キ	観光の振興	23
ク	港湾の振興	24
(3)	計画	25
(4)	産業振興促進事項	27
ア	産業振興促進区域及び振興すべき業種	27
イ	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	27
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	27

## 4 地域における情報化

(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	28
(3)	計画	29
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	29

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1)	現況と問題点	30
ア	道路	30
イ	交通	32
(2)	その対策	32
ア	道路	32
イ	交通	34
(3)	計画	36
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	36

## 6 生活環境の整備

(1)	現況と問題点	38
ア	住宅	38
イ	上水道等の施設	38
ウ	下水道施設等	38
エ	廃棄物処理施設	39
オ	リサイクル・ごみ分別	39
カ	公園	40

キ	消防・防災	40
ク	火葬場	41
(2)	その対策	42
ア	住宅	42
イ	上水道等の施設	42
ウ	下水道施設等	42
エ	廃棄物処理施設	43
オ	リサイクル・ごみ分別	43
カ	公園	44
キ	消防・防災	44
ク	火葬場	45
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	47

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)	現況と問題点	48
ア	児童福祉	48
イ	高齢者福祉	49
ウ	障がい福祉	51
エ	生活困窮者対策	52
オ	保健予防対策	52
カ	母子保健の推進	53
キ	地域共生社会の推進	54
(2)	その対策	55
ア	児童福祉	55
イ	高齢者福祉	56
ウ	障がい福祉	57
エ	生活困窮者対策	57
オ	保健予防対策	58
カ	母子保健の推進	59
キ	地域共生社会の推進	60
(3)	計画	61
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	61

## 8 医療の確保

(1)	現況と問題点	62
(2)	その対策	62
(3)	計画	63

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	64
----------------------	----

## 9 教育の振興

(1) 現況と問題点	65
ア 学校教育	65
イ 心の教育の推進・安全管理・防犯対策	67
ウ 施設整備	67
エ 生涯学習	68
オ 図書館の充実	68
カ 生涯スポーツの推進	69
キ 家庭・地域教育	69
ク 幼児・児童教育	70
ケ 青少年育成	70
(2) その対策	70
ア 学校教育	70
イ 心の教育の推進・安全管理・防犯対策	71
ウ 施設整備	71
エ 生涯学習	72
オ 図書館の充実	72
カ 生涯スポーツの推進	72
キ 家庭・地域教育	72
ク 幼児・児童教育	73
ケ 青少年育成	73
(3) 計画	74
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	74

## 10 集落の整備

(1) 現況と問題点	75
(2) その対策	76
(3) 計画	78
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	78

## 11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	80
ア 文化活動の推進	80
イ 歴史遺産の保護活用	80
(2) その対策	80

ア	文化活動の推進	80
イ	歴史遺産の保護活用	80
(3)	計画	82
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	82

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1)	現況と問題点	83
(2)	その対策	83
(3)	計画	83
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	84

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1)	現況と問題点	85
ア	男女共同参画社会の形成	85
イ	住民参画のまちづくり	87
ウ	イベント	87
エ	公共施設等マネジメント	87
(2)	その対策	87
ア	男女共同参画社会の形成	87
イ	住民参画のまちづくり	89
ウ	イベント	89
エ	公共施設等マネジメント	89
(3)	計画	90
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	90

## 14 過疎地域持続的発展特別事業分



## 1 基本的な事項

### (1) 志布志市の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### (ア) 沿革

本市は、明治 22 年 4 月の市制町村制の施行で松山村と志布志村として発足し、明治 24 年 2 月に志布志村から東志布志村と西志布志村に分村しました。その後、松山村、東志布志村及び西志布志村からそれぞれに町制を施行し、変遷をたどり、平成 18 年 1 月 1 日に曾於郡松山町、同郡志布志町及び同郡有明町の合併により「志布志市」として誕生しました。

##### (イ) 自然的・歴史的条件

本市の総面積は、令和 3 年 7 月 1 日時点で 290.21 km<sup>2</sup>となっており、鹿児島県の総面積 9,186.21 km<sup>2</sup> の 3.2% を占めています。県内 19 市中 10 番目の大きさで、平均面積の約 0.93 倍となっています。（出典：国土地理院 全国都道府県市町村別面積調）

本市は、鹿児島県東部、志布志湾の湾奥ほぼ中央に位置し、東部は宮崎県串間市、西部は大崎町、北部は曾於市と境をなし、その一部は、宮崎県都城市と接しています。東西約 23km、南北約 18km の扇形の区域で、隣接する大崎町に 1.02 km<sup>2</sup> の飛地を有しています。

北部から東部にかけて丘陵山間地帯で、市域面積の 6 割を占める森林地が広がる傾斜の多い地形となっています。中央部から西部にかけてはシラス台地が広がり、志布志湾に向けて緩やかな勾配となっています。また、河川は北部の山岳地帯から、菱田川、安楽川、前川が志布志湾に注いでいます。

海岸部一帯は、日南海岸国定公園に指定されており、亜熱帯性の植物が繁茂し、沖合の枇榔島亜熱帯性植物群落は国の特別天然記念物に指定されています。また、中央部には九州唯一の国際バルク戦略港湾※1 並びに全国 3 例目の産直港湾※2 に選定・認定されている志布志港があり、南九州地域の国内・国際物流拠点となっています。

本市は、志布志港を中心として古くから栄えた港町があり、寺社仏閣、武家屋敷の庭園、城跡など多くの文化財が残されています。鹿児島県の東部に位置し、太平洋に面しているという本市の地理的条件から、古くから九州の南部や中国、東南アジアをはじめ世界の国々・地域の文化と接しながら、本県の発展を支えるとともに、独自の歴史や文化を作り上げてきました。

また、教育を大事にする伝統や風土、豊かな自然、地域に根差した個性あふれる文化や様々な分野で活躍している人材等の豊富な教育的資源があり、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。

※1 国際バルク戦略港湾：港の強化と国際競争力の増強を目的とした国の成長戦略の一環で、国内の港を選定して集中的に整備される港のこと。

※2 産直港湾：国土交通省が農林水産省と連携して、農林水産物・食品の輸出額を 2030 年までに 5 兆円とする政府目標の達成に向け、生産関係者や港湾関係者が協力して輸出促進の取組を行う上で必要な施設整備へ支援する取り組みを進めており、「農林水産物・食品輸出促進計画」が認定された港のこと。（通称：産直港湾）

#### (ウ) 社会的・経済的条件

本市は、菱田川の流域に開けた水田やシラス台地の畠地など、広大な農地と温暖な気候を生かした県内有数の特色ある農業や畜産が盛んです。特に、いちご、ピーマン、茶、さつまいも、肉用牛、豚、ブロイラーなどの農畜産物、養殖うなぎなどの水産物、サカキ、シキミなどの特用林産物の生産も盛んであり、県内上位の生産量となっています。

なかでも、茶、肉用牛や豊富で良質な水資源を活用した養殖うなぎは、国内トップクラスの生産量を誇っています。

また、本市は、港湾の機能を主軸に陸海交通の要衝として流通機能を中心と発展し、現在は、西部に鹿屋市を中心とした大隅定住自立圏、北部に都城市を中心とした都城広域定住自立圏を形成し、広域連携によるまちづくりを推進しています。

志布志港は、昭和44年に国の重要港湾の指定を受け、現在は本港地区、外港地区、若浜地区、新若浜地区で形成されています。なかでも若浜地区は、九州南部の基幹産業である畜産の飼料供給基地として重要な役割を果たしており、新若浜地区では平成7年度から整備が進められていた、新たな多目的国際ターミナルが平成21年3月に一部供用開始となりました。令和2年度には、コンテナ航路や便数の増加に対応し、滞船を解消し効率的な荷役を図るため、2隻同時接岸が可能となる岸壁の延伸事業が完了しています。また、平成23年5月には国際バルク戦略港湾（穀物）に選定され平成29年度から大型バルク船に対応する新たな施設整備（岸壁等）を進めるとともに、令和5年度からは、「産直港湾」として、農林水産物・食品の輸出を促進するため、多様な温度帯に対応し混載貨物の輸出環境の強化を図る、冷凍・冷蔵施設の整備等を進めています。

また、平成30年から令和6年まで外貿コンテナ取扱貨物量が10万TEUを超えていきます。

本市の道路網は、海岸沿いに大隅地域における重要な幹線道路である国道220号及び市道グリーンロード志布志線が東西に横断し、志布志港と後背地を結ぶ基幹道路である県道が志布志港を起点として放射状に延び、その中で市道は相互を連結・補完しています。

都城志布志道路は、都城ICと南九州地域の物流拠点である志布志港とを結ぶ延長44kmの自動車専用道路として平成6年に計画路線の指定を受け、30年の年月をかけて令和7年3月に全線開通しました。これにより大規模災害時において、人的・物的支援を行うための防災の道としての機能が期待されます。また、都城広域定住自立圏域の新救急医療体制の構築による医療の道としても機能が期待されます。東九州自動車道は、九州縦貫自動車道と一体となって高速道路ネットワークを形成する道路です。鹿児島県区間として、志布志IC～末吉財部IC間の延長約48kmは新直轄方式による通行料無料区間として整備が進められ、令和3年7月に志布志IC～鹿屋串良JCT間が供用開始となりました。志布志IC～県境においても整備が着実に進められ、橋りょう下部工の構造物等の設置も進んでいます。

また、県境から宮崎県区間においても令和6年度に南郷奈留間が事業化となり、志布志市から日南市までの未開通区間40.7km全てが事業化となりました。

このことにより激甚化する風水害や切迫する南海トラフ地震等への対策としての重要な道となり、国道 220 号とのダブルネットワーク化を目指します。また、輸送コスト縮減による産業経済、救急医療体制が充実する医療の道として、効果が期待されています。

#### イ 過疎の状況

##### (ア) 人口等の動向

本市の総人口は、令和 2 年の国勢調査によると 29,329 人となっており、減少傾向で推移しています。また、世帯数については 13,241 世帯となり、一世帯当たりの人数は 2.22 人／世帯と人口減少に伴い減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の総人口は令和 27 年に 20,000 人を割り込み、令和 32 年には 18,307 人まで減少することが予測されています。戦後間もない時期から人口減少が始まった本市においては、これまでの人口流出による社会減と高齢化による自然減の拡大により、人口減少が更に加速するものと考えられます。

##### (イ) これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し等

昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法が制定され、本市でも人口流出を防ぐために、企業誘致の促進による雇用の場の確保、道路、住宅等の魅力ある生活環境の整備や高齢化社会に対応した福祉事業の実施、教育文化施設の整備や土地基盤整備などの生産基盤の整備を推進してきました。

本市の総人口は、減少が続いている、高齢化率は、36.0%（令和 2 年国勢調査）となり、超高齢社会となっています。このような中、若年層の流出や少子高齢化の進行により、産業及び経済活動など地域社会における活力が低下してきており、企業誘致による若者が安心して働くことができる雇用の創出や地場産業の育成などと合わせて、住環境の整備に努め定住化の促進を図る必要があります。

また、中山間地域に居住する高齢者や障がい者の生活交通手段の確保を図るために、福祉タクシー<sup>※1</sup> や市内全域での「チョイソコしぶし<sup>※2</sup>」の運行など、利便性の向上を目的とした公共交通ネットワークの再構築が必要となっています。

さらに、人口減少により、地域の自治会活動の維持が困難になることが懸念されることから、今後は持続可能な地域コミュニティの在り方を検討する必要があります。

南九州地域の物流拠点港湾である志布志港については、整備が着実に進められており、平成 29 年度に国際バルク戦略港湾（穀物）の整備が着工され、国際コンテナターミナルでは、令和 2 年度にコンテナ貨物増加及び船舶の大型化への対応と滞船の解消を目的とした岸壁の延伸事業が完了しました。コンテナ取扱貨物量が増加する中で、輸出促進を図ることが課題であることから、物流体系の構築や企業、荷主及び船社に対するポートセールス<sup>※3</sup> 活動を引き続き行っていく必要があります。

志布志港と後背地を結ぶ広域道路網の整備については、物流の効率化には欠かせないことから、早期の全線開通に向けた取組の強化が求められています。雇用・就労の場の確保のため、志布志市工業団地の整備・分譲を進め、企業立地の推進に努めています。現在、令和 7 年 3 月に全線開通した都城志布志道路のインターチェンジ付近へ

の工業団地の整備も進めており、更なる企業誘致に向け、企業立地促進補助金や税の優遇措置、事業用地等情報提供制度や、本市の特性を生かしたPRにより企業誘致の促進を図る必要があります。

また、本市の基幹産業である農家を支える後継者問題にも取り組み、新規就農支援金事業等により高齢化した農村集落の担い手を確保し、更なる農業後継者の育成が必要となっています。

緊急医療及び不足する診療科については、本市単独での確保は難しいことから、曾於医師会などとの連携により確保に努めています。さらに、広域での円滑な機能や連携強化を図り、切れ目のない医療の確保が必要となっています。

本市においては、非常備消防として、14の消防分団が災害発生時に出動し、消火や救助、避難誘導などの活動を行っています。近年では大規模災害時の対応、市民の避難支援、水防、救助、市民に対する平常時における防災の啓発等、消防団が担う役割が幅広くなっています。それらに対応する体制整備が必要となっています。

しかしながら、少子高齢化や過疎化により団員確保が課題となっており、今後、分団活動の維持が困難になり、地域防災力の低下が懸念されることから、消防団の再編、団員確保や資質向上等を図る必要があります。

また、気候変動による水害や台風、南海トラフ巨大地震や津波等、大規模化・激甚化する自然災害を想定した防災対策の整備が課題となっています。

それらの自然災害を想定した避難訓練実施や研修会等による住民の防災意識の普及啓発を図るとともに自主防災組織の育成・充実及び地域防災リーダーの育成、情報収集体制・情報伝達手段の充実、備蓄品やその保管場所の整備、避難場所の確保など、防災体制の強化が課題となっています。

※1 福祉タクシー：高齢者及び身体障害者の外出を支援することを目的とした送迎サービスのこと。

※2 チヨイソコしぶし：事前予約型乗合送迎サービスのこと。

※3 ポートセールス：港湾管理者等が港湾利用の促進を図るために、船舶や貨物の誘致などの活動をすること。

## ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配意した本市の社会経済的発展の方向の概要

### (ア) 第一次産業

本市の基幹産業は農業であり、農業者経営の安定を基本に活力ある農村社会の建設に向け、恵まれた自然条件を十分に生かした産業基盤の下、消費動向を的確に捉え、地帯区分を設定し農業の振興を図ります。

機械化による高生産性農業の展開を図るため、ほ場整備や畠地かんがい施設を活用した営農の確立が必要です。土地の担い手等への集積や基盤整備による農地区画の集約化など作業効率の高い団地化の整備を推進します。

また、農業後継者や新規就農者などの担い手確保・育成が重要であり、農業公社の研修制度等を活用した新規参入者の受入れに努めます。さらに、効率的な営農を目指した地域共同による取組を促進し、地域農業の担い手を確保します。

国が示すみどりの食料システム戦略に基づき、食料の安定供給という本来の役割に加え、消費者に安全、安心で新鮮な農作物の供給に努めるとともに、化学肥料、農薬の使用、家畜糞尿処理が環境に及ぼす影響を十分考慮しながら、環境への負荷を軽減

する環境保全型農業を推進します。

地元で取れた新鮮な地場産品をいつでも提供できる体制づくりと地域に密着した流通体系の整備を図り、地元農畜産物の消費拡大と域内の流通販路拡大による地産地消のシステムづくりに努めます。また、志布志港を利用し、急速な経済成長を続けるアジア諸国をターゲットとした農畜産物の輸出への取組を大隅地域全体で連携しながら推進し、大隅加工技術研究センターを活用した新たな商品開発等の取組への支援や農業者と多様な事業者との連携の強化を図ります。

林業については、木材の安定供給と効率的な林業経営を促進するため、森林施業の集約化や施業委託などを計画的に進め、低コストによる森林管理や木材の生産を目指します。また、高性能林業機械に対応できる作業路整備、現状にあった路線の配置及び選定を行い、作業効率の高い森林整備を進め、地球環境の保全に努める森林の有する多面的機能を促進するとともに、枝物等特用林産物の产地化、生産技術の向上と市場の要望に沿った安定的な集荷体制を進め、更なる市場の獲得を目指します。

水産業については、「つくり・守り・管理する」漁業を推進し、漁場整備に努めるとともに、付加価値を高めた水産物販売体制の確立を図り、実情に応じた生産基盤の整備、強化を図ります。

#### (イ) 第二次産業

本市は、港湾地区において穀物貯蔵施設や配合飼料製造業、運送業等の企業立地が進んでおり、飼料供給基地を形成しています。また、内陸地には製材業、縫製工場、食肉製造業、水産・食品加工業などが進出しています。一方、国内トップクラスの生産量を誇る養殖うなぎについては、うなぎの生産から加工まで一貫生産を行う企業が進出し、順調に操業しています。

若者が定着できる環境づくりや若年層の就業機会の確保は、地域の持続的発展に大きな影響を与えます。

今後は、第一次産業の振興につながる第二次産業の振興が重要であり、豊富な農畜産物を活用する地元企業や起業家の育成を図り、地場産業の振興に努めるとともに、食品関連企業や製造業、新エネルギー産業を担う部材等業種の誘致、港湾を活用した企業の誘致を推進する必要があります。

#### (ウ) 第三次産業

本市は、国道 220 号沿いに商店街や住宅等が集中し、志布志地域には大型店舗の進出も見られますが、市外から集客できる市の核としての人口集中地区には至っていません。

一部地域では、空き地、空き店舗及び空き家が目立ち、空洞化が進行しています。その他の地域では、国道や主要地方道沿いで小規模な商店街と住宅等が混在し、ある程度の集中した住宅地を形成しています。

中心市街地活性化に向けて整備されたサンポートしぶしアピアにおいても、後背地にある志布志港の確かな整備進捗、東九州自動車道の整備や都城志布志道路の完成、また市道香月線の供用開始といったインフラ整備が段階的に実現し、「人や物」の流

れが大きく変わろうとしているため、消費者ニーズの多様化に対応した経営環境の構築に努め、地域の魅力ある商業空間の形成を目指します。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

本市の人口は、昭和60年以降減少傾向で推移しており、平成17年には35,000人を下回り、平成27年には31,479人、令和2年には29,329人まで落ち込んでいます。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、令和32年には18,304人まで減少すると予想されています。また、本市はここ数年過疎化傾向に拍車がかかり、平成17年は34,770人、令和2年は29,329人となっており、昭和35年から令和2年までに約43%減少しています。中でも、15歳～29歳階層の減少は高い割合で続いており、平成2年から高齢者比率が若年者比率を逆転しています。

今後も、過疎化及び少子高齢化が進行すると予想され、特に農村部における後継者不足や就業者の高齢化は、労働力の低下など地場産業の衰退に拍車をかける要因にもなっています。また、人口減少は、山間部の農村地域において顕著であり、これらの地域では就学適齢層の急激な減少が見られます。

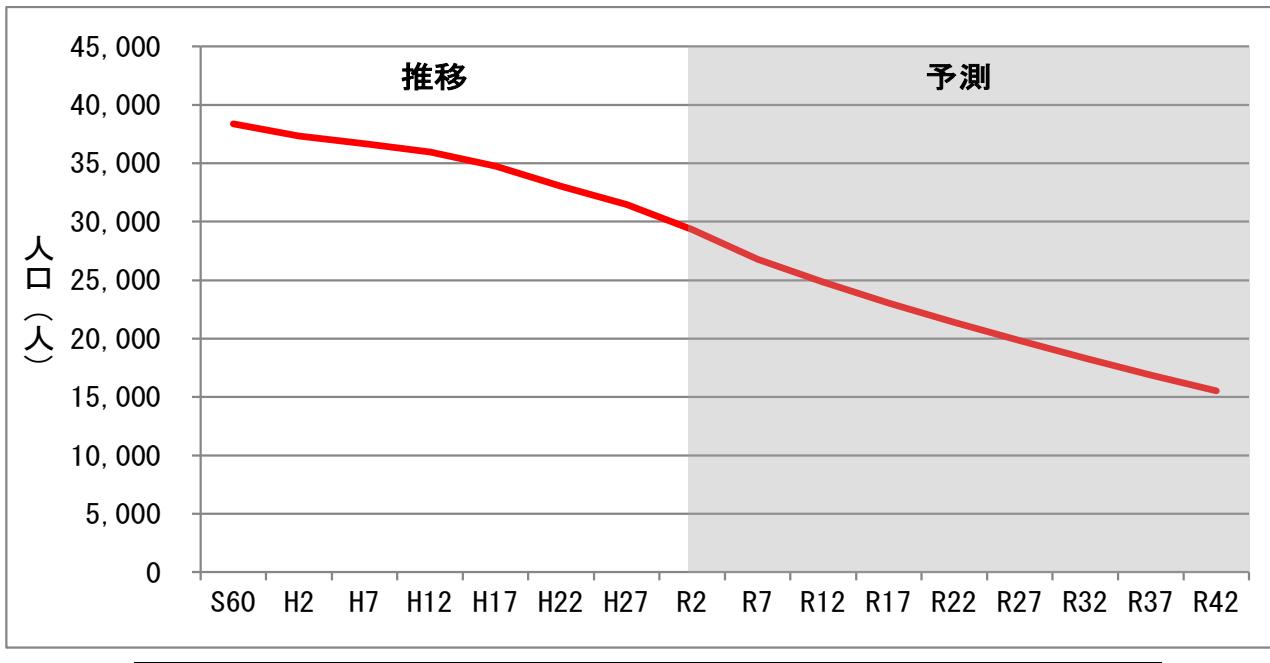
今後も少しずつ減少するものと予想され、若年層の定着が今後の大きな課題となっていることから、企業の誘致、地場産業の振興、快適な住環境の整備、さらに、若者が定住する魅力ある雇用機会の創出などの各種施策の展開を図ることが、本市の人口の減少に歯止めをかけるものと思われます。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減
総 数	人 37,930	% △7.1	人 37,316	% △2.8	人 34,770	% △3.3	人 31,479	% 9.5	人 29,329	% △6.8
0歳～14歳	8,709	△24.2	7,559	△5.8	4,867	△15.0	4,302	△11.6	4,024	△6.5
15歳～64歳	24,694	△2.2	23,015	△6.2	19,549	△6.4	16,783	△14.1	14,761	△12.0
うち 15歳～ 29歳(a)	6,842	△5.4	4,662	△20.0	4,683	△1.2	3,337	△21.5	2,970	△11.0
65歳以上 (b)	4,527	11.1	6,738	15.8	10,282	10.0	10,329	△0.5	10,544	2.0
(a)/総数 若年者比率	% 18.0	—	% 12.5	—	% 13.5	—	% 10.6	—	% 10.13	—
(b)/総数 高齢者比率	% 11.9	—	% 18.1	—	% 29.6	—	% 32.8	—	% 36.0	—

※人口総数は年齢不詳者も含まれているため、内訳の合計とは一致しない（平成2年から）。

表1-1(2) 人口の見通し（志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）



	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
総人口(人)の予測	26,797	24,834	23,019	21,384	19,806	18,304	16,866	15,529

#### イ 産業別人口の推移と動向

本市の就業人口は、表1－1（3）に示すとおり総就業者数の減少が続き、昭和50年には18,686人、さらに、令和2年には14,007人に減少しています。

このような減少傾向は、主に農山村地域における基幹労働力の流出によるものであり、第一次産業の推移をみると、昭和35年の70.3%から令和2年の22.0%に大きく減少しています。

第二次産業については、昭和35年に就業人口比率8.0%しかなかったものが、港湾地区における穀物貯蔵施設や配合飼料製造業及び内陸地における製材業、縫製工場、食肉製造業、水産・食品加工業等の製造業に関する企業等の進出により、就業人口が増加し、平成2年には23.8%となりました。しかし、長引く景気低迷と労働人口の減少により、令和2年には19.6%に減少しています。

第三次産業については、昭和35年の就業人口比率が21.7%であったものが、平成2年には、第一次産業の比率を上回り、令和2年には58.2%となっています。これは、港湾地区における運送業等の企業立地や志布志地域への大型店舗等の進出によるものと思われます。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
	25,108	18,686	△ 25.6	18,525	△ 0.9	17,269	△ 6.8	15,268	△ 11.6	14,007	△ 8.3	
第一次産業 就業人口比率	%	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-	
70.3	51.2			34.2		26.4		22.2		22.0		
第二次産業 就業人口比率	%	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-	
8.0	14.3			23.8		21.6		19.5		19.6		
第三次産業 就業人口比率	%	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-	
21.7	34.5			42.0		51.9		58.0		58.2		

### (3) 行財政の状況

財政規模は、令和2年度一般会計の決算を見ると、表1-2(1)に示すとおり、歳入総額342億6,957万円、歳出総額336億9,535万円で、平成27年度決算と比較すると歳入で約56.0%、歳出では約57.4%の増額となっています。また、一般財源は令和2年度130億2,771万円で、平成27年度と比較すると約11.3%増加しており、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、平成27年度に88.9%であったものが令和2年度には86.5%と改善してはいるものの、財政の硬直化は問題となっています。

今後も歳入の伸びが厳しい状況ではありますが、物価高騰対策に取り組む必要があるとともに、老朽化が進む公共施設等の建て替え・改修等に要する経費の増加が見込まれることなどから、「入るを量りて出でるを制す」を基本方針として、所期の目的を達成した事業の整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業についても、ゼロから積み上げるなど、選択と集中によるメリハリのある財政運営を行い、持続可能な財政基盤を構築するため、徹底したコスト意識の下、国・県等の動向を注視するとともに、情報の連携・収集や新たな財源確保に最大限の努力を尽くし、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組む必要があります。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和2年度
歳入総額 A	21,325,944	21,970,565	27,696,656	34,269,566
一般財源	11,781,606	11,703,475	11,215,612	13,027,705
国庫支出金	3,648,834	2,761,828	3,078,936	7,172,454
県支出金	1,616,249	1,925,660	2,281,050	2,435,854
地方債	2,437,200	2,429,300	1,818,511	2,217,442
うち 過疎債	397,500	425,900	203,700	300,600
その他	1,842,055	3,150,302	9,302,547	9,416,111
歳出総額 B	20,717,897	21,413,119	27,368,316	33,695,346
義務的経費	9,174,196	10,284,207	10,306,588	10,431,473
投資的経費	4,542,989	3,151,384	3,936,353	4,829,512

うち普通建設事業	4,413,523	3,091,181	3,478,720	3,669,270
その他	6,427,166	4,886,347	13,125,375	18,434,361
過疎対策事業費	573,546	594,415	351,134	697,556
歳入歳出差引額 C (A-B)	608,047	557,446	328,340	574,220
翌年度へ繰越すべき財源 D	162,096	54,943	36,325	144,628
実質収支 C-D	445,951	502,503	292,015	429,592
財政力指数	0.35	0.35	0.38	0.39
公債費負担比率	19.7	19.4	20.5	19.7
実質公債費比率	9.8	9.6	10.4	10.0
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	82.1	88.9	92.2	86.5
将来負担比率	84.3	55.4	18.9	15.3
地方債現在高	24,211,521	24,258,798	22,438,854	22,178,798

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末			平成2年度末			平成12年度末			平成22 年度末	令和元年	令和2年度末
	松山	志布志	有明	松山	志布志	有明	松山	志布志	有明			
市道												
改良率 (%)	49.9	16.8	74.7	63.2	58.8	91.1	72.4	69.4	97.1	86.6	87.3	87.5
舗装率 (%)	94.0	24.4	61.1	98.5	57.6	66.5	99.8	73.0	87.6	89.0	92.2	92.5
農道												
延長 (m)										670,437	668,178	668,178
耕地1ha当たり農道延長 (m)	82.6	112.	123.	83.0	110.	92.8	79.2	91.3	88.4	—	—	—
林道												
延長 (m)										62,071	64,814	64,814
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.8	5.4	2.4	1.9	5.8	1.8	6.6	11.0	2.9	—	—	—
水道普及率 (%)	98.3	5.4	2.4	99.3	5.8	97.0	99.5	95.7	98.2	99.2	99.5	99.5
水洗化率 (%)	—	89.9	96.3	28.3	93.6	—	56.2	—	—	79.7	99.4	86.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—	22.0	—	—	15.0	13.4	14.9	11.8
	21.7	22.0		24.2								

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

私たちのふるさと志布志市には、温暖な気候と豊かな自然、歴史・文化に恵まれた風土の中で、様々な世代の人々がつながり、お互いに尊重し合い、思いやりや支え合いの心を持ち、このまちに誇りと愛着を持って自分らしく、生き生きと暮らす「ひと」がいます。

また、先人が築いた歴史や文化を引き継ぎ、「高い目標や夢」と「慈愛の精神」を持ち、市民一人ひとりがそれぞれの役割を担い、行動を起こす活気に満ちた「まち」があり、暮らしに潤いとやすらぎを与え続けてくれる「ふるさと」があります。

さらに、東九州自動車道においては、令和3年7月に志布志 IC～鹿屋串良 JCT 間が開通、志布志港においても、国際バルク戦略港湾の整備が進み、また、国際コンテナターミナルの

岸壁延伸の整備も完了したことから、これらを最大限活用することで、南九州地域の物流拠点として、大きく発展することが可能となります。

本市の財産ともいべき「ひと」、「まち」、「みなど」、「ふるさと」それぞれのすばらしさが、より一層生かされ高められながら共生し、様々な課題に取り組み、明日への夢と希望が膨らむ未来を創造し躍動するまちを目指します。

本市の過疎対策に当たっては、「未来へ躍動する創造都市 志布志【さらに輝く ひと・まち・みなど・ふるさとを目指して】」を将来都市象に掲げ、「“志”あふれるまち」という基本理念の下に、「「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち」、「自然や風土と共生する安心で豊かなまち」、「大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち」、「生き生きと笑顔で暮らせるまち」、「心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち」、「人と地域が輝く共生・協働・自立のまち」、「市民とともに歩む「ムダ」のない経営」の7つの基本目標からなるプロジェクトに取り組み、本市の持続的発展を図っていきます。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

「第3期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める施策等の効果として、「志布志市で生まれ育った子どもたちがより多く志布志市に定着する」と仮定した推計を将来展望として、独自推計を行いました。

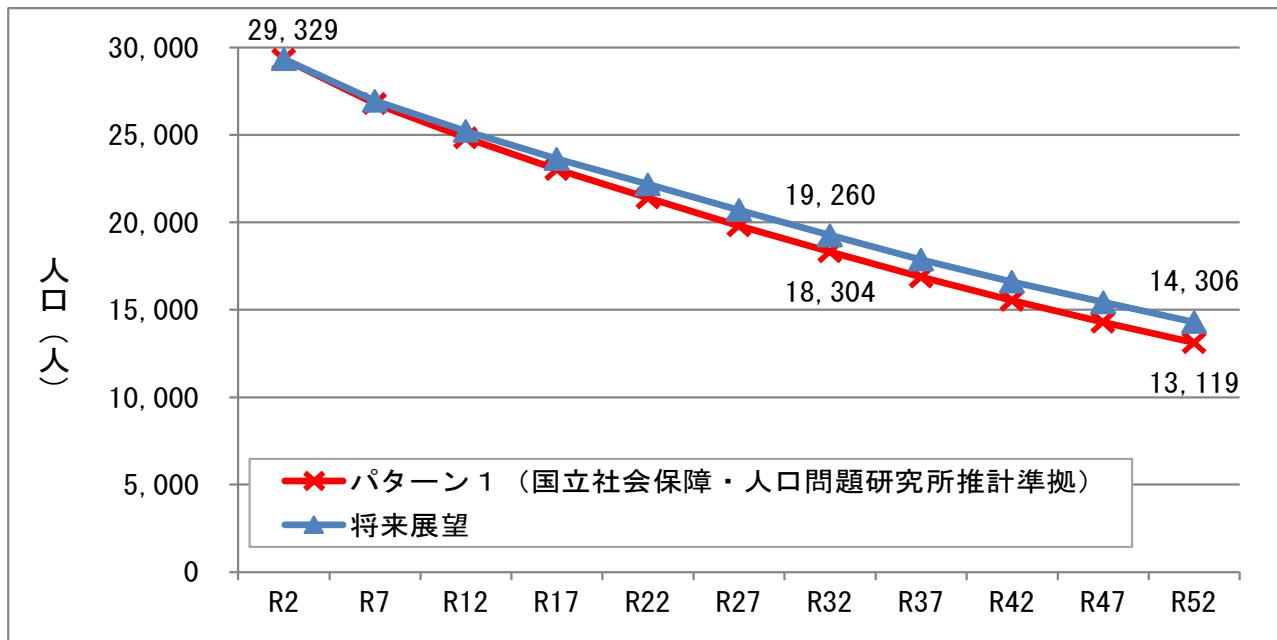
合計特殊出生率	令和22 <sup>(2040)</sup> 年を目途に1.42で推移。 令和6 <sup>(2024)</sup> 年1.47、令和12 <sup>(2030)</sup> 年1.41、令和17 <sup>(2035)</sup> 年1.42、令和22 <sup>(2040)</sup> 年1.42、令和27 <sup>(2045)</sup> 年1.42、令和32年以降1.43で推移。
社会移動	令和12 <sup>(2030)</sup> 年、令和17 <sup>(2035)</sup> 年、令和22 <sup>(2040)</sup> 年、令和27年 <sup>(2045)</sup> の各年の35～39歳人口について、当該年の25年前時点における10～14歳の人口に対する比率を「男性:65%、75%、80%、80%」「女性:63%、65%、67%、70%」に上昇させ、令和32年以降は「男性:80%」「女性:70%」を維持する。

## パターン1と将来展望の若年人口の比較

		R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47	R52
パターン1	①35~39歳男性人口	759	615	592	571	549	533	516	423	362	315	289
	②(25年前) 10~14歳男性人口	1,340	1,060	970	773	694	726	726	568	480	423	388
	①/②	56.6%	58.0%	61.0%	73.9%	79.1%	73.4%	71.1%	74.5%	75.4%	74.5%	74.5%
	③35~39歳女性人口	814	666	453	378	352	438	444	358	304	265	243
	④(25年前) 10~14歳女性人口	1,307	1,213	889	783	684	667	678	534	448	394	362
	③/④	62.3%	54.9%	51.0%	48.3%	51.5%	65.7%	65.5%	67.0%	67.9%	67.3%	67.1%
将来展望	①35~39歳男性人口	759	615	630	580	555	581	581	455	398	372	358
	②(25年前) 10~14歳男性人口	1,340	1,060	970	773	694	726	726	568	497	465	448
	①/②	56.6%	58.0%	65.0%	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
	③35~39歳女性人口	814	666	560	509	458	467	475	373	325	304	292
	④(25年前) 10~14歳女性人口	1,307	1,213	889	783	684	667	678	534	464	434	418
	③/④	62.3%	54.9%	63.0%	65.0%	67.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%

※内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進室提供「将来人口推計のためのワークシート」を用いて作成

将来展望による令和32(2050)年の総人口は19,260人、令和52(2070)年の総人口は14,306人となります。



総人口(人)	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47	R52
パターン1	29,329	26,797	24,834	23,019	21,384	19,806	18,304	16,866	15,529	14,290	13,119
将来展望	29,329	26,950	25,222	23,631	22,174	20,703	19,260	17,868	16,597	15,431	14,306

※内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進室提供「将来人口推計のためのワークシート」を用いて作成

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、事務事業マネジメントシート等による事業評価、効果検証を行い、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策等に位置付けられている事業については、地方創生に関する施策を全庁的に推進するために設置した「志布志市地方創生推進本部」において進行管理を行うとともに、外部有識者で構成する「志布志市まち・ひと・しごと創生推進協議会」で重要業績評価指標の効果検証等を行います。これらを通じ、事業の改善につなげるP D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルを実践します。

また、社会経済情勢や市民ニーズにも的確かつ柔軟に対応しながら、本計画の目標達成に向け取り組みます。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

### 公共施設等の総合的な管理に関する基本方針

#### (1) 長寿命化の推進

本市公共施設等については、市民が安全に利用できる範囲で少しでも「長く使う」ことで建替え時期をずらします。具体的には、60年で建替えを予定していた建物については長寿命化にかかる工事を実施し、70年利用できるようにすることで、建替え費用の圧縮に努めます。

#### (2) 維持管理コストの削減

統廃合しない施設についても、光熱水費をはじめとした経常的にかかる維持管理コストの削減に努めます。

#### (3) 総資産量の適正化

本市の公共施設等について「総資産量の適正化」を目指します。

「志布志市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」から抜粋



## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

コロナ禍を契機とした社会全体のデジタルトランスフォーメーションの流れを背景に、働き方や価値観が変わり、都市部から地方へ回帰しようとする潮流が生まれています。これらの動きを捉え、移住・定住に係る支援体制や制度の充実を図る必要があります。

また、人口減少に伴い、地域の担い手の育成及び確保の重要性が増大していることから、地域で生まれ育った若者がふるさとを学び、誇りを持ち、その地域に根付くような施策を開発する必要があります。

### (2) その対策

移住・定住に係る支援体制を整備するため、移住交流支援センター「Esplanade」を軸に、更なる事業展開を図ります。また、空き家バンク制度の活用や移住者・定住者に向けた補助制度等についても、事業実績や効果を検証し、内容の見直しを検討しながら引き続き展開していきます。

都市部からの移住者を地域おこし協力隊として委嘱し、様々な地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図ります。

地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大のため、企業等との包括的な連携を推進し、地域の活性化や課題解決に取り組むとともに、企業版ふるさと納税を推進します。

都城広域定住自立圏及び大隅定住自立圏の構成市町と一体となって、広域的な施策に取り組み、地域間交流を促進し、圏域内の活性化を図ります。

地域を担う人材の育成につなげるため、高等学校段階において、地域への課題意識や貢献意識を深めるような探究的な学びの実現を推進します。

## (3) 計画(令和8年度～令和12年度)

自立促進 施策区分	事業名(施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進人材育成	(1) 移住・定住	東京圏移住支援事業 定住促進住宅用地分譲事業	市 市	
	(3) 人材育成	市内高等学校支援事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	地域おこし協力隊事業  都市地域からの住民を地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱し、地域おこしの支援並びに移住・定住の促進外国人の生活支援等、地域協力活動を行いつながら、地域への定住・定着及び地域の活性化を図る。	市	
		移住・交流支援業務委託事業  本市への新しいひとの流れをつくるため、交流人口、関係人口、定住人口の創出につながる情報発信、相談等の拠点運用を通じ、移住、交流の推進を図る。	市	
		地域少子化対策重点推進事業  イベント開催等により若者の出会いをサポートとともに、結婚等に伴う経済的負担の軽減を図るため、スタートアップに係る費用を支援し、少子化対策の推進を図る。	市	
		奨学金返還支援事業  少子高齢化により人口減少が急速に進行する中、人口流出・若者の移住定着対策をして、奨学金の貸与を受けて進学した若者の奨学金返還を支援することにより、Uターンを促進し、本市への定着を図る。	市	
		若者・子育て世帯移住支援事業  若者・子育て世帯の引越し費用等の移住に係る経済的負担を軽減することにより、本市への移住の促進を図る。	市	
		定住支援事業  自ら居住する住宅を取得する者に対し、支援を行うことにより、本市への定住を促進する。	市	
		空き家ハシク登録促進事業  空き家ハシクへの物件の登録を促進し、移住希望者等へ空き家物件の情報提供の充実を図る。	市	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 3 産業の振興



### (1) 現況と問題点

#### ア 産業振興の方針

本市は、国の重要港湾である志布志港を持ち南九州地域の人流・物流拠点都市です。これまで工業団地の整備と企業誘致により、港湾地域において、穀物貯蔵施設や配合飼料製造業、運輸業、物流・倉庫業、内陸地には製材業、縫製工場や食肉製造業、水産・食品加工業などが進出していますが、雇用機会や快適な住環境の未整備による若年層の流出が課題となっています。

企業誘致の取組としては、県や関係機関と連携し、企業の情報収集活動に努め、トップセールス、セミナーの開催その他様々な手法により誘致活動を行っています。

また、企業の求めるインフラの整備促進や地元企業及び進出企業の増設等への支援を行っていますが、新たな産業おこしへの支援等が必要となっています。

#### イ 農林水産業の振興

本市の産業振興は、基幹産業である農林水産業を中心に、恵まれた地域資源を活用した産業振興と安全・安心な高品質農畜産物の生産実現に取り組むことが必要です。

##### (ア) 農業

本市では、温暖な気候と広大な農地を活用し、施設園芸、露地野菜及び茶を重点品目に定め生産の振興に努めていますが、施設園芸、露地野菜においては、輸入野菜の増加、茶についてはリーフ茶の需要減少のため市場価格の低迷、農業者の高齢化に伴う荒廃農地の増加、農業後継者の減少などから生産の停滞が懸念されます。農家数も年々減少し、令和2年には1,733戸となり、平成2年と比較すると約60%の減少となっています。

しかし、一方では、土地の集約や高性能機械の導入により規模拡大を進め、経営の効率化を図っている経営体も現れています。

本市では、生産コストの低減や農業経営の効率化を図るため、国及び県の各種助成制度を活用し、共同利用施設の導入を推進しています。

畠地かんがいについては、曾於東部地区で平成24年度に県営事業が完了し、曾於南部地区においても令和3年度に県営事業が完了し、今後、計画的な水利用による生産性向上や省力化が図られ、畠かん受益農家の経営向上が期待されています。

表2 専兼別農家数

	総農家	自給的農家	販売農家	専業	兼業				
					第1種		世帯主農業主	第2種	世帯主農業主
平成2年	4,367	639	3,728	1,610	977	781	1,141	161	
平成7年	3,833	683	3,150	1,354	712	576	1,084	124	
平成17年	3,148	811	2,337	1,282	446	385	609	93	
平成27年	2,133	809	1,324	872	162	-	290	-	
令和2年	1,733	704	1,029	-	-	-	-	-	

資料：農林業センサス

#### (イ) 畜産業

本市の畜産経営は、小規模経営や複合経営が多く、また、農業後継者不足と農業従事者の高齢化、各種資材等の高止まり等により飼養戸数は年々減少しています。

肉用牛の振興については、子牛価格の低迷や、配合飼料価格や各種資材等の高止まりなどにより、先行き不安から後継者不足や小規模農家の離農など、繁殖基盤の脆弱化が懸念されます。肥育牛においても、配合飼料価格等の高騰や節約志向に伴う枝肉価格の低迷により、経営のひっ迫が危惧されています。

酪農経営については、猛暑の影響による乳量の低下、配合飼料や各種資材の高止まりにより生産コストの低減に限界があり、今後も輸送コスト上昇に伴う懸念や、乳価に対しても将来における不透明感から、年々飼養戸数、飼養頭数とも減少傾向にあります。

養豚、ブロイラーについては、農場の継承・新設や新規参入、規模拡大の計画もあり、環境における地域住民との共存・共生を行い、雇用の確保や生産基盤の強化が期待されるところです。

家畜防疫については、近隣諸国での口蹄疫やアフリカ豚熱、国内での鳥インフルエンザや豚熱など、発生が相次いでいることから、侵入・発生への危機感を常に高い意識をもって防疫対策を行う必要があるため、引き続き啓発や消毒資材等の配布により、侵入防止を図ります。

また、近年では、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が頻発するなど畜産を取り巻く情勢や、畜産物価格や節約志向などに伴う消費動向が変動し、畜産を取り巻く環境は大変厳しくなっています。このため、今後経営を継続していくためには、より一層の家畜防疫対策の強化が必要となります。

#### (ウ) 林業

林業を取り巻く環境は、戦後植栽した森林が伐期を迎える、志布志港では東アジア等へ木材輸出が増加し、木質バイオ施設原材料への供給可能量が増大しているが、

近年は、海外産の安価な木材との競争により国産材の木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、林業生産コスト高、不在村化等に伴う放置林の増加により非常に厳しい現状が続いている。

また、間伐等保育の推進や作業路の整備を進めているものの、労働力不足等により除伐が不十分であり、今後、森林施業の集約化や施業委託など、効率的かつ計画的な林業経営を引き続き図る必要があります。

そのような中、林業の成長化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、令和元年から森林経営管理制度が開始されました。その他、特用林産の奨励作目であるサカキやシキミ等は、全国的に安定して需要があり、高い所得が見込まれる作物として期待されています。

#### (エ) 水産業

本市の漁業は、漁船漁業を主とした沿岸漁業が展開されていますが、漁業者の高齢化、後継者不足、水揚量の減少、魚価の低迷など多くの課題を抱えており、漁業従事者は、ピーク時の40%まで減少しており、様々な課題が影響しているものと思われます。

これまで水産資源の増殖や確保による水揚量の増加を図るため、海面においては、ヒラメやマダイ等の放流を継続的に実施してきましたが、放流効果の確認、水揚状況の検証が課題となっています。育てて漁獲する取組へシフトし、安定的な漁獲量を確保するため、漁協等や水産研究施設等との新たな水産業の取組に向けた連携が必要となっています。

内水面における稚鮎の放流については、水産資源の保護と合わせ、子どもたちが川や魚と自然にふれあう機会の創出を実施しています。

また、養鰻業については、令和6年度に鹿児島県でシラスウナギの採捕量が増加しているものの、国際的なうなぎの取引に関する不安要素もあり、今後の状況を注視していく必要があります。

生産基盤の整備については、漁協施設の老朽化等や漁業者が減少傾向にある中で、施設等の機能診断・更新を実施し、施設整備に取り組む必要があります。

一定の整備を終えた夏井漁港については、平成30年度に施設長寿命化計画を策定した海岸保全施設長寿命化計画に基づき、今後、計画的に漁港施設の修繕・維持を行い、更なる機能保全に努めます。

#### ウ 地場産業の振興

本市では、志布志湾で水揚げされる新鮮な魚介類を加工したちりめんじやこやさつま揚げ等の水産加工品を代表として、焼酎、お茶、養殖うなぎ、食肉製品は、地元の農林水産業と結びつき、雇用や所得の面で、過疎地域の経済を支える重要な役割を果たしています。また、地場産業の振興を図るため、工業団地を整備し、企業立地の推進を図っています。

また、特産品振興に有効なふるさと納税での取組を更に活用しながら、関西や関東、海外での物産展を通じて、地場産品の販路拡大を図っています。それに伴いながら、地場産業の健全な育成のためにも、志布志ブランドの構築と農・商工連携による特産品の開発が必要です。

#### エ 企業の誘致対策

本市には、志布志港若浜地区に飼料工場とその関連産業が集積し、後背地には、食肉処理工場、水産加工場、製材工場などが進出しており、企業の誘致対策として、立地企業への訪問や異業種懇話会などにより、企業立地動向の把握に努めています。

また、令和5年に産直港湾に認定されたことから、本市の特長である第一次産業を生かした農林水産物の加工業や食品製造業、多くの雇用が期待できる製造業などの誘致を積極的に推進し、志布志港の活用につなげていく必要があります。

#### オ 起業の促進

本市における企業の立地を促進し、産業の振興及び安定的な雇用機会の拡大を図るために、市内で工場等を新設し、又は増設した事業者等に対して、企業立地促進補助金や税制の優遇措置といった支援策を講じています。

中小企業者として事業を開始しようとする場合については、商工会と連携しながら県の窓口の紹介や融資制度等の情報提供を行い、また、本市独自の創業支援事業補助金等の支援策を活用してもらうなど起業家の育成・創出に取り組んでいます。

#### カ 商業の振興

本市の既存商店街は、大規模小売店の立地等と相まって空洞化が進み、商店街の在り方についても大きな変革が求められています。消費者ニーズの把握に努め、商店街独自の方策や空き店舗を活用した新たな取組に向けて、関係機関及び団体と一丸となって引き続き取り組む必要があります。

本市では、観光特産品協会を中心に、県内外の観光キャンペーンや空港、観光物産展等に出品・販売し、市内外への情報発信やE Cサイトを活用した販売促進及びオンライン商談会等を活用し、特産品の販路拡大に努めています。

物価高騰による家計への影響は厳しさを増していることから、緊急の経営支援や経済対策として、くらし応援券やプレミアム商品券發行事業等に取り組み、事業継続と市民の購買意欲を高め、市内での消費を刺激し、地元商店街の活性化を図ってきました。今後も厳しい経済状況を乗り越え、地元商店街が希望を持てる事業の展開が必要です。

#### キ 観光の振興

本市の観光産業は、ダグリ公園一帯に国民宿舎、海水浴場及びダグリ岬遊園地を整備しており、総合的な観光レクリエーション施設として、観光の拠点を形成しています。また、日本遺産にも認定された志布志麓地区等、自然と歴史を生かした観光のまちをつ

くるため、観光の拠点を整備し、観光客の利便性の向上を図る必要があります。

スポーツ施設として、松山地域には、テニスコート、志布志地域には、人工芝サッカーフィールドやしおかぜ公園等のサッカーに適した施設、有明地域には野球場等が整備されており、スポーツ合宿の誘致や市民の憩いの場として活用されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、マイクロツーリズムの傾向が高まり、近隣自治体からの誘客の重要性が増しています。観光客のニーズとしても買い物などの「モノ消費」から体験などの「コト消費」に変化してきており、本市の特色を生かし、民間企業と連携した体験型観光を推進する必要があります。

しかし、フェリーさんふらわあを利用して志布志港に到着するものの立ち寄り型の傾向が強く、日南、宮崎方面や霧島、指宿方面への観光客の流出が多いため、他地域と連携した広域的な観光ルートの形成を図るなど、いかに本市に長期滞在してもらうかが課題となっています。

#### ク 港湾の振興

志布志港の令和6年取扱貨物量（2024年速報値）は、全体で1,060万トンです。内訳は、内貿貨物が732万トン、外貿貨物が328万トンであり、内貿貨物のほとんどが志布志・大阪航路による輸送であることから、更なる利用促進に努める必要があります。

また、志布志港の後背地には、日本有数の畜産地帯を有し、外貿取扱貨物量の約8割が飼料関係貨物で、そのうち約7割が畜産飼料主原料の輸入トウモロコシとなっており、その大量一括輸送による安価で安定的かつ継続的な輸送を行うため、志布志港は平成23年5月に「国際バルク戦略港湾（穀物）」として選定され、平成29年度から大型バルク船に対応する岸壁等の整備が進められております。また、志布志港を活用した農林水産物・食品の輸出を促進するため、令和5年度から、「産直港湾」として、多様な温度帯に対応し混載貨物の輸出環境の強化を図る、冷凍・冷蔵施設の整備等を進めています。

令和6年コンテナ取扱貨物量（2024年速報値）は、108,098TEUで、内訳は、空の輸出入が38,519TEU、実入り輸移入が49,946TEU、実入り輸移出が19,634TEUとなっており、輸移出貨物の確保が重要な課題となっています。国内シェア約3割を占める原木の輸出量は、令和6年速報値で41.0万m<sup>3</sup>となり、平成22年から15年連続で全国1位となっています。近年、多発する自然災害の激甚化に備え、耐震強化岸壁の整備の推進や津波襲来時における原木流出防止対策等の機能強化も課題となっています。

国の重要港湾である志布志港は、平成5年に改訂された「志布志港港湾計画」に基づき順次整備が進められています。平成7年度から整備が進められていた「新若浜地区国際物流ターミナル」の一部として、「新若浜地区国際コンテナターミナル」が平成21年3月に供用開始され、令和2年度には、効率的な荷役を図るため、2隻同時接岸が可能となる岸壁延伸が完了しています。

また、令和7年3月、志布志港における概ね20～30年先の総合的な港湾空間の形成と在り方を取りまとめた「志布志港長期構想」が策定され、その構想を踏まえ、同年32年ぶりに「志布志港港湾計画」が改定されました。

志布志港の外貿コンテナ定期航路は、台湾航路週1便、中国航路週2便、韓国航路週4便、国際フィーダー航路（神戸）週1便の計8便が就航し、南九州地域の各港と比較して非常に充実していることから、その利便性を最大限に生かし、今後のコンテナ取扱貨物量の増加次第で、その2期工事の着工が期待されています。

また、志布志港の国内定期航路は、志布志・大阪航路が毎日、東京・（名古屋）・油津・志布志・沖縄航路5便、大阪・志布志・名瀬・沖縄又は大阪・神戸・志布志・沖縄航路週4便が就航しています。

物流の効率化には欠かせない東九州自動車道及び都城志布志道路の整備に伴い、志布志港へのアクセスがより一層向上しています。

## (2) その対策

### ア 産業振興の方針

本市の発展には、志布志港を核とした施策が欠かせません。新若浜地区の一部供用が始まり、新埠頭においては、5万トン級のコンテナ船が入港可能となり、コンテナ蔵置能力は20フィートコンテナ換算で年間12万TEUとなっています。また、現在の利用量は10万TEUを超える取扱量となっており、蔵置能力に近づけることにより、国際コンテナターミナルの拡充への弾みとなります。

本市は、茶、ピーマン、いちごなどの農産物、シラス、うなぎなどの水産物、肉用牛、豚、鶏等の畜産物、サカキ、シキミ等の特用林産物など豊富な地域資源を有効活用し「本物づくり」を行うために、官民連携の下、地場商材を全国へ情報発信できるような取組を実施していきます。

まちの活性化や経済が豊かになる取組として、本市の特産品を始めとする「食」の掘り起こしや開発の推進、グリーンツーリズム等の体験型観光の取組を積極的に展開します。

### イ 農林水産業の振興

農林水産業については、生産基盤の整備や支援体制の強化、産地の広域化などに取り組むとともに、交通基盤を生かした流通・物流の改革を促進し、産地体制の強化を図ります。また、整備が進められている志布志港や都城志布志道路等の交通基盤を効果的に活用し、自然、歴史文化及び農林水産資源を組み合せた体験・交流型の観光を推進するとともに、地域の風土に根ざした付加価値の高い農林水産業を育成します。そのために、まずは、安全・安心、環境、循環、有機をキーワードに、本市にある多くの資源と可能性を伸ばし、地域ブランド化を進めていきます。

#### (ア) 農業

園芸については、台風に強い被覆施設の導入や暖房機等の附帯施設の整備などにより生産の安定を図るとともに、国及び県の助成制度を積極的に活用し、畑かんを

生かした営農推進により生産の振興を図ります。

露地野菜については、農地の集積を支援し一層の規模拡大を推進するとともに、高性能作業機械の導入を推進し、コスト低減を図りながら経営効率を高めます。

茶については、土地の集積を進めながら優良品種への改植を推進し、国及び県の助成制度を活用しながら防霜施設や洗浄施設を整備し、安定した高品質茶の生産に努めます。

さらに、国及び県の補助要件に合わないものについては、単独事業で補完していきます。また、近年のリーフ茶の需要減少により荒茶価格は下落し、茶業経営は大変厳しいものになっています。積極的な情報発信による産地PRを行い、知名度向上による取引量と単価の増加を図ります。

農業者の所得向上を図るため、販路開拓と六次産業化の取組を強化し、生産過程においては、IPM（総合的病害虫・雑草管理）による減農薬の取組を推進します。

農業者の育成については、新規就農者の受入体制の拡充を図り、効率的かつ安定的な経営の実現を目指す担い手を育成し、地域の活性化及び定住化を促進します。

また、地域農業の持続的な発展を図るために、集落営農への参加促進や農作業受託組織による効率的な受委託の仕組みの構築により、それらの組織化・法人化を推進します。

農地については、優良農地を確保するとともに、農地の効率的な利用を図るため、農地中間管理事業や農地のあっせん活動等により担い手への農地の集積・集約化の取組を推進します。

農業公社の研修事業については、今後も維持・拡充を図りながら、併せてハウス建設地の集約化や農村部における住宅不足、排水などの諸問題について、関係機関及び団体と連携を図りながらその対策に努めます。

また、農業に従事する女性が主体的に農業経営に関わり、政策や方針決定の過程に参画できる環境づくりと能力を發揮できる場の確保に努め、女性リーダーの育成を図ります。

地産地消については、志布志市食育推進計画に基づき、地元産の食材利用を高め、健康と環境に配慮した安全・安心な農産物の生産を推進します。

#### (イ) 畜産業

肉用牛の振興については、優良牛の種畜確保に努めるとともに、牛舎等の施設整備への設置補助を行い、省力化や環境保全、多頭化経営及び後継者の育成を推進します。併せて、繁殖牛や肥育牛の多頭化へ向けた取組や自給粗飼料確保、ICT機器等の活用による省力化へ向けた取組を推進し、肉用牛改良青年部会の育成を図りながら、肉用牛経営基盤の強化を図ります。また、令和9年に北海道で開催される全国和牛能力共進会への取組も実施します。

酪農の振興については、優良牛の種畜確保に努めるとともに、暑熱対策等による乳量の確保、性別別精液の利用による後継牛の確保、並びに遺伝子検査による牛の

能力把握に努め、生産性の向上を図り、併せて ICT 機器等や搾乳ロボット等を活用した省力化による労働力の軽減を図ります。

養豚・ブロイラーの振興については、暑熱対策や ICT 機器等の活用による生産性の向上や環境対策に係る施設の適正管理による、地域との共生・共存を図ります。

環境衛生対策については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく施設の整備を進め、適正な家畜排せつ物処理が行われるよう、啓発や関係機関と連携を図りながら、調査及び指導を行います。

防疫対策については、国内で発生した鳥インフルエンザや豚熱を教訓に、迅速な情報把握・提供、人員派遣、資材等の提供ができる体制づくりを行います。また、防疫に関する啓発や消毒資材等の配布を行い、飼養衛生管理基準の遵守等による日常の防疫体制強化や疾病防止・侵入防止の徹底を図ります。

#### (ウ) 林業

森林所有者はもとより県や森林組合等と連携し、施業の集約化を推進しながら、作業路及び集材路等の整備や除間伐を推進し、地元産材の利用促進（地材地建）に努め、放置林や伐採跡地の整備についても再造林へ向けた取組を推進することで新たな雇用の創出、森林保全も含めた林業の発展と振興を図ります。

また、防砂林、緩衝緑地としての機能を持つ松の維持管理について、継続的に松くい虫被害防止のための防除事業を実施します。

さらに、緑の募金等を活用した緑化を推進し、新たな地域活動への参画を促すなど地球環境の保全、国土保全や保健休養の場、水源のかん養など森林の持つ様々な多面的機能の充実、森林保全に対する意識の高揚を図ります。

特用林産物の枝物について、補助事業等を活用した植栽の推進を図りながら、面積を拡大し、生産者と連携した担い手を育成し、継続した取組を推進します。

#### (エ) 水産業

本市の漁業が抱える課題は、水産業全般に共通する課題であると思われます。そのような現状を踏まえ、本市漁業の実情に合った漁業施設の整備等による生産基盤の充実に加え、燃油価格の高騰による影響を受けている漁業者に対して漁業経営の改善を支援するための補助に努めます。

放流事業については、これまで継続的に実施してきた魚種の水揚量の動向等を検証することで放流効果の確認を行います。

内水面漁業の振興については、内水面漁協等への支援を継続していくとともに、環境関連協議会等での協議を踏まえ、養鰻業の振興に努めます。夏井漁港の整備については、既存施設の機能維持や施設の長寿命化を図るための保全事業に努めるとともに、漁協や漁業者の意見等を踏まえながら良好な漁場の造成を推進します。

#### ウ 地場産業の振興

地域の豊富な資源を生かし、市民、関係団体、行政の協働による地域ブランドの創生を目指し、安全・安心、環境、循環、有機をキーワードに、地域にある素材を生かして、生産、加工、流通、販売が一体となり地場産業の振興に取り組みます。そして、ブランド化の確立を図るとともに、ふるさと納税を活用した地元特産品の掘り起こしとPRを積極的に展開し、全国的な情報発信に努めます。

#### エ 企業の誘致対策

工業団地の分譲や企業立地を促進するため、企業訪問などを通じて、企業ニーズの把握に努め、企業立地優遇制度の拡充を検討し、企業誘致セミナーの参加や異業種懇話会の開催により、積極的な誘致活動を展開します。また、市内の事業用地（遊休地）や空工場等の情報を市ホームページへ掲載する事業用地等情報提供制度を通じて、事業用地等を紹介し、企業の立地を促進します。

今後、本市の特性を生かし、地域の資源活用と海外輸出展開も視野に入れた製造業、食品製造業等の立地を促進しながら、地場産業の振興や新たな雇用創出につながるように努めます。

志布志港を核とした産業の創出のため、国内外におけるポートセールス活動の展開や船社や荷主企業へのPR活動などによる国際及び国内定期航路の拡充及び強化を図ります。また、コンテナ貨物の取扱量の増加や輸出入バランスの均衡を図るため、輸出型企业に対する積極的な誘致活動を展開します。工業団地の整備については、現在進めている、都城志布志道路のインターチェンジ付近に整備を推進するとともに、引き続き、工業団地に適した用地の確保も進めています。

#### オ 起業の促進

起業の促進については、地場企業の育成、農商工連携、港湾の活用を推進し、併せて企業の立地に対する支援策を講じます。

#### カ 商業の振興

商店街の活性化及び魅力ある店舗づくりを進めるために、創業支援事業補助金や店舗リフォーム助成事業の更なる活用の推進に努めます。

また、商店街以外の商工業では、商工会や観光特産品協会と連携して経営指導・支援体制を図りながら、地域経済の活性化を目指し起業の促進強化に努めます。

#### キ 観光の振興

東九州自動車道や都城志布志道路の整備が進み、交通アクセスにも変化が生じてきていることから、近隣地域からの誘客にも注力していきます。

本市の美しい自然や多くの恵まれた歴史資源を活用した観光地づくりと、歴史等を散策する「まちあるき」観光の拠点を設置し、観光客の利便性を図ることやダグリ岬海水

浴場を中心としたダグリ岬公園周辺の整備を実施し、アフターコロナに即した体験型観光の拠点として活用します。

観光・物産における総合的な案内及び情報発信や観光客を迎える施設にふさわしい「おもてなしの玄関口」として、新しく整備されたＪＲ志布志駅周辺を中心として総合観光案内所の更なる充実を図るとともに、それを起点とした「まちあるき」を推進し、観光ボランティアを始めとする市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高め、駅周辺のにぎわいを創出します。また、観光特産品協会と連携し、体験型観光の発掘やＳＮＳ、観光パンフレットやインターネットによる情報提供の充実を図るとともに、広域での誘客及び情報発信も積極的に行っていきます。

今後は、大隅地域における観光ルートの開発に加え、日南海岸及び薩摩半島など他地域との連携による広域的な観光ルートの確立に取り組み、南九州の玄関口としての観光拠点づくりに努めます。また、豊かな自然と食を生かした志布志の名物づくりに努めます。

やっちく松山藩秋の陣まつりやお釈迦まつり、スポーツイベント等の県内外から人が訪れるための独自イベントの定着を図るとともに、ボルベリアダグリ、蓬の郷民宿村など、観光客はもとより地域住民も魅力を感じることができる施設づくりに努め、観光入込客増を目指します。

#### ク 港湾の振興

内貿貨物については、志布志・大阪航路及び東京大阪・志布志・沖縄航路の利便性とモーダルシフトによる環境負荷軽減をＰＲします。

また、外貿バルク貨物については、その根幹である畜産業及びその他産業等の振興と合わせて、その利用促進に努め、コンテナ貨物については、インセンティブを活用し、その利用促進に努めます。

そのために、県と合同で行う志布志港ポートセミナーの開催や荷主、船会社等への訪問活動を積極的に行います。

志布志港の更なる利便性の向上のため、新若浜地区国際コンテナターミナルの拡充に向け、関係機関・団体と連携を図り、その利用促進に努めるとともに、外貿コンテナ定期航路の拡充に努めます。

また、平成29年度から着手されている「国際バルク戦略港湾（穀物）」の完了及び令和5年に認定された産直港湾の利用拡充に向け、関係機関・団体と連携を図り、その整備促進に努めます。

さらに、改定後の港湾計画で計画されている、ＲＯＲＯ船機能やバルクターミナル、フェリー機能の移転、国際コンテナターミナルの拡充、工業団地の確保等が早期に完了するよう、整備促進及び要望活動を推進します。

## (3) 計画(令和8年度～令和12年度)

自立促進 施策区分	事業名(施策名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 基盤整備 農業  林業	県営基盤整備事業(経営体育成型 県営中山間地域農業農村総合整備事業 県営農地保全整備事業(農地侵食防止事業) 基幹水利施設管理事業 曽於東部 基幹水利施設管理事業負担金 曽於南部 県営畠地帯総合整備事業償還金 土地改良区育成事業補助金 曽於東部 土地改良区運営費補助事業 曽於南部 農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金 農業競争力強化基盤整備事業 多面的機能支払交付金 農地耕作条件改善事業 曾於南部地区水利施設管理強化事業負担金 かごしまの農業未来創造支援事業 活動火山周辺地域防災営農対策事業 環境保全型農業直接支払交付金事業 活動火山周辺地域防災営農対策事業 農業公社事業負担金  特用林産物の产地づくり推進事業 森林病害虫等防除事業	県 県 県 市 鹿屋市 土地改良 区 市 市 市 市 市 大崎町 市 大崎町 市 農業団体 市 農業団体 公社  市 市		
(2) 漁港施設	市町村水産基盤機能保全事業(夏井漁港)		市	
(3) 経営近代化施設	畜産施設整備支援事業  資源リサイクル畜産環境整備事業  畜産基盤再編総合整備時用		市 県地域振興公社 県地域振興公社	
(5) 企業誘致	企業立地推進事業 企業立地推進補助金等交付事業 志布志市工業団地開発事業		市 市 市	
	販路拡大支援事業		市	

2 産業の振興	(7) 商業 その他	商工業支援制度事業	市	
		商工会活動費補助事業	市	
		オラレ志布志事業	市	
(9) 観光またはレクリエーション		志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業	市	
		雇用促進事業	市	
		輸出促進支援・志布志港PR活動事業	市	
(11) その他		スポーツ合宿等誘致事業	市	
		魅力ある観光地づくり事業	市	
		特産品振興事業	市	
		総合観光案内事業	市	
		ダグリ岬公園周辺整備事業	市	
		市民が親しむ港づくり促進事業	市	
		志布志港の利活用にかかる検討会補助金	市	
		東京駐在所運営事業	市	
		未来につなぐふるさとの森事業	森林組合	
		森林経営管理事業	市	
		森林環境保全直接支援事業（市有林下刈り）	市	
		経営体育成基盤整備事業（野井倉南部地区）	県	
		事業計画書作成事業負担金 区画整理100ha	県	
		県営農業水利施設保全合理化事業（蓬原）地区 頭首工・用水路改修負担金	県	
		県営農地耕作条件改善事業	県	
		県営農地保全整備事業（農地浸食防止事業）	県	
		曾於東部地区水利施設管理強化事業負担金	県	
		農地耕作条件改善事業	市	
		農地耕作条件改善整備 森山岩下地区 実施計画策定	市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	市	
		農地耕作条件改善事業	市	
		地域用水環境整備事業負担金	土地改良区	
		農業制度資金利子助成事業	市	
		機構集積協力金事業	市	
		新規就農支援事業	市	
		ツーリズム推進事業	市	
		茶業振興大会事業	茶研究会	

	農業制度資金利子助成事業（畜産関係制度資金） 高齢者等畜産奨励金事業 肥育経営支援対策事業 畜産振興協議会事業 肉用繁殖雌牛導入事業貸付金 乳用牛導入事業貸付金 高品質生産対策事業 畜産共進会等謝礼事業 家畜損耗防止対策事業 畜産クラスター事業 家畜伝染病侵入防止対策事業 鳥獣害防止対策事業 鳥獣被害対策実践事業 鳥害防止対策事業 志布志市全国和牛能力共進会推進協議会負担金 志布志港港湾改修事業負担金（重要港湾改修事業） 志布志湾水産振興事業補助金 市単独放流事業	市 市 市 市 市 農協 酪農組合 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 漁業協同組合 市
--	---	---

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」、「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 4 地域における情報化



### (1) 現況と問題点

災害発生時の情報伝達体制の整備については、市内各地域に防災行政無線の屋外拡声子局の設置、戸別には行政告知放送端末、事業所や医療・福祉施設等には戸別受信機を整備するなどとともに、メール配信、SNSやケーブルテレビやコミュニティFMなどの活用により情報伝達手段の多様化及び多重化など、緊急時の情報伝達体制を整備しているところです。

しかしながら、台風の大型化や大雨等により市内全域において、多発的に災害が発生した場合や発生が懸念されている南海トラフの巨大地震や津波等の大規模災害発生時など、災害発生時の有効な情報収集・発信の在り方が課題となっています。

市内全域に整備された光ファイバーケーブル網「しぶし志ネット」については、しぶし志ネット設備譲渡計画に基づき、一部設備を除き令和3年7月6日付けで民間事業者へ譲渡しました。これまで提供してきたケーブルテレビや高速インターネットサービスは譲渡先事業者が、行政告知放送及び議会中継については市が、引き続きサービス提供を行い、譲渡後も安定的なサービスの提供に努めていますが、通信機器や行政告知放送端末等の設備の老朽化が課題となっています。

また、スマートフォンやタブレット端末など携帯端末の普及に伴い、インターネットによる情報収集が容易にできる環境が求められています。本市では15か所の公共施設に公衆無線LANを設置していますが、更に整備を検討していく必要があります。

ICT利活用の推進については、デジタル化の急速な進展及び新型コロナウイルス感染症対策に伴い、社会の在り方や市民の生活スタイルが大きく変化し、AIやIoT、5Gといった最先端の技術により、これまで以上に身近な生活へのICTの普及が急激に進み、市民生活がより快適なものへと大きく変わることが予想されます。しかしながら、現状では各種行政手続において、申請時に本人確認が必要であることから、手續の多くがオンライン手続できない状況であり、市民のニーズに対応できる体制の整備が課題となっています。また、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術の活用に不安のある方々の「デジタル格差」の解消が重要な課題となっています。

### (2) その対策

災害発生時の有効な情報収集・発信の在り方について、情報伝達手段の多様化及び多重化を推進するとともに、災害の発生状況、道路情報や避難に関する情報を的確に収集・発信できるよう、防災用監視カメラシステムの再整備、関係各課との情報共有・連携について、検討が必要となっています。

光ファイバーケーブル網「しぶし志ネット」については、全ての市民が情報化社会の恩恵を受け安全・安心な生活を送ることができるよう、譲渡先事業者と連携して

更なる利活用を図ります。行政告知放送端末等の機器については、他の媒体への転換も視野に、効率的な情報伝達手段を検討し、市民の多様なニーズに合わせ行政情報を提供できる体制の構築を目指します。

また引き続きスマートフォンやタブレット端末など携帯端末から情報収集が容易にできるよう、公共施設への公衆無線LANの整備について、関係機関と検討を進め利便性向上を図ります。

ICT利活用の推進については、デジタル化の急速な進展により、各種行政手続のオンライン化が進められていますが、マイナンバーカードの公的個人認証機能により本人確認を行うことで、各種手続に必要な添付書類を省略することが可能となり、市民の利便性が向上することが見込まれるため、マイナポータルを活用した各種行政手続のオンライン化及び請求書等の押印を廃止しペーパーレス化の推進を図ります。

また、キャッシュレス化など新しい暮らしのスタイルに応じた環境整備を進め、安全・安心な行政サービスを利用していただくために、個人情報保護のための、徹底した情報セキュリティ対策に努めます。さらに、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術の活用に不安のある方々の「デジタル格差」の解消に向けた支援体制の整備を進めます。

### (3) 計画(令和8年度～令和12年度)

自立促進 施策区分	事業名(施策名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域 における 情報化	(3) その他	行政告知放送端末管理事業 通信設備維持管理事業 公開型GIS整備事業 デジタルオルソ画像共同更新事業	市 市 市 市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保



### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

##### (ア) 国道

本市の国道は、海岸沿いの東西に市街地を横断する国道 220 号及び東九州自動車道があり、本県から宮崎県串間市及び日南市を結ぶ路線として、西部を走る国道 269 号は、鹿屋市と宮崎県都城市を結ぶ重要路線として、大隅地域における重要な幹線道路となっています。国道 220 号の通過交通は、志布志港の貨物取扱量の増加に伴い、交通量の増加や車両の大型化が顕著となっています。市街地内の歩道の幅員及び構造は、バリアフリー化されておらず、市民の安全確保が課題となっています。

##### (イ) 県道

県道は、本市が目指す南九州における物流拠点都市の形成において、志布志港と背後地の市町を結ぶ基幹道路となっています。広域的なネットワーク網の整備による各種地域振興対策の推進に資するとともに、市街地、基幹集落及び拠点地区を接続する域内幹線道路であり、地域の生活環境の向上を図る上で欠くことのできない重要な役割を果たしています。

本市には、主要地方道 4 路線（日南志布志線、志布志福山線、南之郷志布志線及び垂水大崎線）と一般県道があり、表 3－1 に示すように総延長 140.3km に対し、改良済延長 97.9km（改良率 69%）、舗装済延長 142.6km（舗装率 100%）となっています。県道の整備については全線改良が望まれますが、未改良区間を全線整備すると莫大な事業費と時間を要するため、年次的に必要箇所を優先し対応しています。

##### (ウ) 市道

市道は、地域に密着した社会資本であり、生活基盤の源となっています。本市の道路網の特徴は、海岸沿いに国道 220 号が横断し、西部を国道 269 号が走り、志布志港を起点として放射状に県道が延び、市道は相互を連結及び補完する重要な役割を担っています。

市道は、表 3－2 に示すとおり、1 級市道 34 路線、2 級市道 40 路線、その他市道 920 路線の計 994 路線があり、昭和 46 年以降過疎地域自立促進計画及び広域市町村圏計画等に基づいて順次整備されています。

しかし、整備状況は表 3－1 に示すとおり、道路実延長 776.8km に対し、改良済延長 679.8km（改良率 88%）、舗装済延長 718.5km（舗装率 93%）となっています。

表3-1 志布志市の道路の状況

令和7年4月1日現在

区分		合計	国道	県道	市道
道路の延長状況	道路敷面積(A) m <sup>2</sup>	9,000,576	334,408	2,812,835	5,853,333
	舗装道(B) m	877,118	16,067	142,590	718,463
	未舗装道 m	58,295	0	0	58,295
	計(C) m	935,815	16,067	142,590	776,756
道路を構成する数値	うち改良道(D) m	793,815	16,067	97,934	679,814
	平均幅員(A) / (C) m	9.62	20.81	19.73	7.54
	舗装率(B) / (C) %	94	100	100	93
改良率(D) / (C) %		85	100	69	88

表3-2 主要幹線道

級別	路線数	実延長(m)
1級	34	88,773
2級	40	96,930
その他	920	591,053
計	994	776,756

#### (エ) 農道

一定の区域を定めたほ場地区内では、土地改良事業のほ場整備事業により大型機械に対応した新たな農道の整備が進められています。また、一次整備が完了した地区や生活環境の変化により集落道路の用途をもつ地区については、維持管理の軽減や農産物の荷傷み防止による舗装化を図っています。

#### (オ) 林道

本市は、北部から東部にかけて、宮田山、霧岳、御在所岳、笠祇岳、陣岳などの国有林が拡がる森林地帯をなし、林野率は約 54.0%と非常に高くなっています。

森林面積が 15,722 haあるにもかかわらず、林道開設、改良舗装等の整備がされている林道は、普通林道 28 路線、総延長 67.5km となっています。一部の林道では整備が進められており、原木等の搬出等が困難である奥地の林地開発や森林資源の活用が図られつつあります。

#### (カ) 東九州自動車道

志布志 IC～末吉財部 IC 間約 48km は、新直轄方式での整備が位置付けられ、平成 22 年 3 月に曾於弥五郎 IC～末吉財部 IC 間、平成 26 年 12 月に鹿屋串良 JCT～曾於弥五郎 IC 間、令和 3 年 7 月に志布志 IC～鹿屋串良 JCT 間が供用開始となりました。また、奈留 IC（仮称）～志布志 IC 間、日南東郷 IC～志布志 IC 間は、新規事業化され、現在事業が進められています。

(キ) 曽於志布志道路

東九州自動車道と都城志布志道路の2つを結ぶ曽於志布志道路を新たに整備することにより、更なる利便性の向上、農畜産物の輸送時間の短縮、近隣医療センターへの迅速な救急搬送、広域観光の拡大、交流人口の増加などが実現し、圏域全体の地域活性化が図られます。また、大規模災害時に救命、救急、支援物資の輸送におけるダブルネットワークの効果が期待されます。

イ 交通(ア) バス

路線バスは、民間事業者が17系統（6路線）を廃止路線代替バスとして、運行しています。しかしながら、自家用自動車の普及等による利用者の減少や燃料費高騰による民間事業者の経営悪化、運転手不足等が生じているなか、運行の見直し等により、維持・確保を図っています。

(イ) JR日南線

JR日南線は、宮崎県と本市を結ぶ重要な公共交通機関として沿線住民や観光客にとって必要不可欠な路線となっており、現在、JR日南線利用促進連絡協議会(構成：宮崎市・日南市・串間市・志布志市)において各種イベントを開催するなど利用促進に努めていますが、特に串間市及び志布志市の駅においては、乗降客は年々減少し利用促進啓発の更なる取組が必要になっています。

(ウ) 志布志・大阪航路

志布志～大阪間を運航するフェリーさんふらわあにおいては、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会への支援やフェリーさんふらわあと一体となって利用促進を図ってきたこともあります。平成30年には新造船2隻が就航し、令和7年には当市と大阪市住之江区、株式会社商船三井さんふらわあの三者連携協定締結による交流拡大をするまでに至っています。しかしながら、造船費用の航路収支への影響及び格安航空路線（LCC）、物価高騰等による利用者の減少や脱炭素化等による燃料価格の変動が懸念され、今後も予断を許さない状況にあります。

(エ) チョイソコしぶし

令和2年度から新たな地域公共交通サービスとして、市内全域において、市内在住の小学生以上を対象とした事前予約型乗合い送迎サービスの「チョイソコしぶし」を運行しています。住宅地停留所、公共施設停留所、事業所停留所の3種類の停留所間を運行する不定期区域内運行です。

(2) その対策ア 道路

本市の活性化には、南九州の物流拠点港湾志布志港を支援する陸・海一体的な

高速交通体系の早期実現が不可欠です。また、これらを補完する国道、県道、市道の幹線道路網の整備、沿線では安全・安心な環境の整備などが望まれています。

国、県が進める選択と重点投資、市独自のローカルルールなど、新たな視点から道路整備を進め活性化を図ります。

#### (ア) 国道

国道 220 号は市街地における交通安全対策として、歩道の拡幅、段差の解消（バリアフリー化）を推進し、自転車・歩行者の安全・安心で快適な沿道整備を更に進めます。

#### (イ) 県道

県道整備については、現在進めている宮ヶ原大崎線（山重2工区）、日南志布志線（出水工区）、今別府串間線（田床2工区）及び塗木大隅線（尾野見工区、大越2工区、田之浦工区）の整備完了を目指しながら、地域から強い要望のある日南志布志線（中大性院地区、県境区間）、柿ノ木志布志線（弓場ヶ尾地区）、その他未整備路線区間についても、年次的に必要箇所を優先し対応します。

#### (ウ) 市道

国道、県道を補完する幹線市道については、地域の活性化・産業振興に資する真に必要な道路を選択して、集中投資します。その他の道路については、一定の基準、ローカルルールに基づきコストの縮減を図り、短期間で効果が見られるような道路の規格・構造として地域の実情に合った道路整備を図り、また、新設改良から維持補修へ転換し、適正な舗装打換や橋りょう補修による施設の長寿命化に努めます。

生活関連道路、集落内道路の整備については、地域住民主導による「共生・協働・自立」のまちづくりの取組を引き続き支援整備します。

#### (エ) 農道

ほ場内農道は、ほ場の区画や既存道路及び用排水路の位置、農業機械の使用状況等を考慮したほ場内幹線道路を選定し、車両離合など有効な幅員を確保するとともに、安全で効率的かつ経済的な配置となるよう整備します。

また、ほ場団地間の連絡幹線農道は、ほ場内道路や農業集落道路との有機的な連絡が必要であり、農業施設の効率的な利用が図られるよう県道や市道等のネットワークを活用した安全かつ円滑な交通の整備を推進します。

#### (オ) 林道

山林に囲まれた山村地域においては、市民の生活に重要な役割を果たす林道や各種の生活基盤の整備を図るとともに、手入れが必要な森林へのアクセスや機械化等による効率的な森林施業が実施できるよう林道の開設、改良舗装などの整備に努めます。

(カ) 東九州自動車道

本自動車道は、志布志港や鹿児島空港、鹿児島中央駅等の交通拠点と大隅半島の食料供給基地や観光地等を有機的に結び、東九州の産業、経済、文化の活性化に重要な役割を果たすとともに、南海トラフ地震の津波に対する防災機能を有しているため、早期完成が急がれています。東九州自動車道鹿児島・宮崎建設促進期成会、東九州自動車建設促進日南・串間・志布志地区協議会などと連携して、引き続き早期完成に向け、国や関係機関に対し要望します。

(キ) 曽於志布志道路

本道路は、時間、距離の短縮効果による物流の効率化と更なる利便性の向上につながります。また、大規模災害時の多方面からの支援活動が可能なダブルネットワーク化の実現が図られます。曾於志布志道路建設促進協議会を核として、民間の関係団体とともに国、県に対し要望します。

**イ 交通**(ア) バス

市民の福祉増進、生活の維持に重要な役割を果たしている地方バス路線の維持・確保のため、近隣自治体と連携した広域的な取組を継続し、地域住民へのバスの利用促進を図り、バス路線の維持存続に努めます。

また、移動制約者の生活交通手段の確保を図るため、既存の公共交通機関を生かしつつ、高齢者や障がい者の交通手段である福祉タクシーや「チョイソコしぶし」を連携し、利便性の向上を目的とした公共交通ネットワークを構築します。

(イ) JR 日南線

JR日南線は、沿線住民や観光客にとって必要不可欠な路線であり、今後もJR日南線利用促進連絡協議会において、沿線市やJR九州と協力しながら、地域の実態に即したモビリティ・マネジメントによる交流乗車人員の増加への取組など利用促進に努めます。

(ウ) 志布志・大阪航路

志布志・大阪航路（フェリーさんふらわあ）は、南九州地域と関西地域を結ぶ重要な航路であり、人流・物流の重要な役割を担っています。

令和7年に開幕した大阪・関西万博と三者連携協定（志布志市、大阪市住之江区、株式会社商船三井さんふらわあ）を契機とした更なる交流人口の拡充による地域の成長・発展を図ります。

フェリーさんふらわあの利用促進に対する支援を行いながら、志布志・大阪航路の維持に努めます。

(エ) チョイソコしぶし

既存の公共交通機関との共存を図りつつ、隣接市町と連携し、運行エリアを拡充し、利便性を高めることで、乗り合い率の向上を目指します。また、事業所停留所を拡充し、高齢者等の外出機会を創出するとともに、健康増進及び移動手段の確保に努めます。

## (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名（施策名）	事業内容	事業主体	備考
5 交通 施設の整 備・交通 手段の確 保	(1) 市町村道 道路	舗装打換整備事業	市	
		新設・改良整備事業	市	
		歩道整備事業	市	
		側溝新設改修事業	市	
		橋梁長寿命化修繕計画 橋梁補強・補修・架替事業	市	
		地方特定道路整備事業負担金	市	
		通学路交通安全推進事業	市	
		交通安全対策工事	市	
	(2) 農道	県単道路整備（改良）事業負担金	市	
		かごしまの農業未来創造支援事業	市	
	(3) 林道	地方創生道整備交付金 広域農道線舗装補修事業	市	
		市単独土地改良事業	市	
		林道点検診断・保全整備事業	市	
		林道八野線舗装修繕工事	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	林道馬庭線舗装修繕工事	市	
		林道維持事業	市	
		地方公共交通特別対策事業 維持・存続が必要と認められた廃止路線代替バスの運行 赤字部分を補助することで、地域住民の生活に必要な交通手段の確保が図られる。	市	
		チョイソコしぶし運行事業 移動制約者の生活交通手段の確保を図るための予約型乗合送迎サービスとして運行することで、高齢者等の外出機会を創出するとともに、健康増進及び移動手段の確保が図られる。	市	
	(10)その他	交通安全施設設置事業 カーブミラー、ガードレール さんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助事業	市	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 6 生活環境の整備



### (1) 現況と問題点

#### ア 住宅

本市における公営住宅は、令和7年4月1日現在において、県営住宅405戸、市営住宅462戸（市単独住宅を含む。）を保有しております、県と市がそれぞれ建設運営管理を行っています。

市営住宅のうち、木造住宅及び、簡易平屋住宅の、耐用年数を大幅に超過した老朽化の著しい狭小住宅については、入居者の移転後、用途を廃止し適切な管理を行っています。

また、耐火住宅や比較的新しい木造住宅については年次的にリフォーム等の改修を行っており、今後も継続的で安定的な維持管理を行っていく計画です。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じたストック活用の理念と目標の設定を行ったところであり、本市における既存公営住宅の利活用、建替え等を含む適切な手法の下、計画的かつ効率的な維持管理を行ってまいります。

#### イ 上水道等の施設

令和6年度における給水人口は28,509人で、市内のほぼ全域並びに曾於市及び大崎町の一部に給水されています。

令和6年度における水道の1日最大給水量は16,644m<sup>3</sup>ですが、年々人口減少と節水対策に伴い、水需要の低迷が予想され、給水収益の減少など財政面への影響が懸念されます。

水道の施設については、既存老朽施設や老朽管路の更新、耐震化対策等が必要です。近年、水道水源の水質問題が取り上げられており、環境保全の視点に立った水源保全対策も求められています。

#### ウ 下水道施設等

##### (ア) 農業集落排水施設

本市は、野井倉、通山、蓬原及び松山の市内4地区に農業集落排水事業を導入し、し尿及び生活雑排水を野井倉地区浄化センターなど4施設で処理しており、計画面積は469.6haで約2,503t／日の処理能力があります。

しかし、当初の計画より加入率が低いことから、処理施設の稼働率の向上及び施設の健全な運営を図るため、加入促進を図る必要があります。

##### (イ) 公共下水道事業

本市の公共下水道事業は、平成10年に港湾地区を除く用途地域に周辺集落を含めた地域約480haを計画決定し、同年にJR志布志駅周辺の市街地及び浄化センターに隣接する市街地約63haについて事業認可を取得しました。

しかし、調査委託業務等の事業を実施したものの、厳しい財政事情により、平成12年度から事業を休止しており、令和4年度に事業を廃止しました。現在は合併処理浄化槽の整備促進を図っています。今後は、近年激甚化する降雨災害に対応するため、下水道の整備を図る必要があります。

#### (ウ) 生活排水の処理

農業集落排水施設に接続している建物や合併浄化槽を設置している建物については、し尿及び生活雑排水が適正に処理されていますが、汲取便槽及び単独浄化槽を設置している建物は、し尿のみの処理であり、河川や志布志湾の水質汚濁の原因である生活雑排水が処理されないまま水路等に放流されています。

今後、農業集落排水施設への加入促進や汲取便槽及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換等を促進し、水環境の保全を図る必要があります。

なお、本市の都市下水路は、稚児松都市下水路など5路線があり、約4.9kmが整備され、集水面積は374haとなっています。

### エ 廃棄物処理施設

#### (ア) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬は、許可業者が実施しており、本市及び大崎町で構成する曾於南部厚生事務組合と本市、曾於市及び鹿屋市で構成する曾於北部衛生処理組合のし尿処理施設からなる脱水汚泥を堆肥化しています。

#### (イ) ごみ処理施設

家庭及び事業所から排出される一般ごみは、曾於南部厚生事務組合の一般廃棄物管理型最終処分場（清掃センター）で埋立て処理されています。

市民との共生協働によるごみ分別排出により、埋立てごみの減量化及び施設の延命化が図られていますが、資源ごみの混入等も見られます。

施設の利用開始から35年以上が経過していること、施設の安全管理、機能の維持、向上の観点から必要に応じた整備、改修等が求められています。

### オ リサイクル・ごみ分別

#### (ア) 徹底したごみの分別・再資源化

平成11年度から資源ごみとして分別収集を始め、現在では、空き缶、ガラス瓶、ペットボトル、プラスチック類、紙類、雑金属、古着・布類、生ごみ、廃食油、小型家電など26品目の分別収集を行っています。

平成28年11月から使用済紙おむつのモデル回収を始め、埋立ごみの約2割を占める使用済紙おむつの再資源化に向け、取り組みを実施しています。

家庭や飲食業、スーパー、宿泊施設などの事業所から収集した生ごみについ

ては、刈草や剪定枝などと混ぜ合わせ堆肥化を実施しており、土の機能回復や改良に効果があると評価されています。また、ひまわり畑への施肥を推進し、生ごみの循環を推進する「サンサンひまわりプラン」などを実施しています。

ごみの分別収集は定着してきていますが、不法投棄も見られることから、その対策と合わせ、市民、事業者等に対する更なる分別意識の啓発に努める必要があります。

また、粗大ごみについては、平成 19 年 7 月から戸別回収を行い、再利用や固形燃料 RPF として再資源化を実施しています。

#### (イ) 各主体による環境に対する取組の充実

個人、衛生自治会、企業、各種団体等の協力の下、市内全域で清掃活動を行い、市民一体となった環境美化に取り組んでいます。

また、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築や循環型社会実現のため、地球温暖化防止に資する緑のカーテン普及事業や環境学習会を実施しています。

令和 3 年 3 月に策定した生物多様性地域戦略に基づき、市民や団体、事業者などの地域の多様な主体が連携して取り組む、生物多様性の保全活動を推進していきます。

#### カ 公園

都市公園は、松山城山総合公園、志布志運動公園等があり、市民の憩いの場やレクリエーションの場として利用されています。

新若浜緑地に整備されているしおかぜ公園は、サッカーコートが 3 面とれる多目的広場で、夜間外灯も整備され、スポーツイベント及び健康づくりの拠点としてその活用が期待されています。また、同施設にはひまわり園や太陽光を利用した外灯等も整備され、環境学習の場としても利用できます。

#### キ 消防・防災

##### (ア) 消防体制の強化

昭和 52 年度に曾於郡内 8 町により大隅曾於地区消防組合が設立され、これまで常備消防として活動を行い、平成 24 年度には曾於消防署と志布志消防署を新設し、平成 25 年度には本部庁舎・通信指令施設の新設、消防救急無線のデジタル化を行うとともに車両や資機材の整備等、消防・防災・救急体制の強化、充実が図られています。

また、市内においては、非常備消防として、14 の消防分団が災害発生時に出動し、消火や救助、警戒などの活動を行っており、近年では大規模災害時の対応、市民の避難支援、水防、救助、市民に対する平常時における防災の啓発等消防団が担う役割が幅広くなっています。それらに対応する体制整備が必要と

なっています。

しかしながら、少子高齢化や過疎化等により団員確保が課題となっており、今後、分団活動の維持が困難になることも考えられ、地域防災力の低下が懸念されることから、消防団の再編、団員確保や資質向上等を図る必要があります。

消防車両を含め、無線機等の情報伝達手段や器具や資材、消防団の活動拠点施設では、耐用年数による更新時期を考慮して年次的に整備を進める必要があります。また、令和6年度末現在で、消火栓 591 か所と防火水槽 550 基が設置されていますが、老朽化した防火水槽もあるため、これらと併せて耐震化を図りながら、今後も計画的に設置する必要があります。

#### (イ) 防災体制の強化

近年、雨の降り方が局地化・激甚化しており、水害や土砂災害の発生が懸念されています。また、今後、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や津波発生による大規模災害への対応が必要となっています。

それらの自然災害を想定した避難訓練の実施や研修会等による住民の防災意識の普及啓発、情報収集体制の充実、備蓄品やその保管場所の整備、避難場所の確保など、防災体制の強化が課題となっています。

#### (ウ) 情報伝達体制の整備

災害発生時の情報伝達体制については、市内各地域に防災行政無線の屋外拡声子局を設置し、戸別には行政告知放送端末、事業所や医療・福祉施設等には戸別受信機を整備するとともに、メール配信、SNS、ケーブルテレビやコミュニティFMなどの活用により情報伝達手段の多様化及び多重化など、緊急時の情報伝達体制を整備しています。

しかしながら、令和2年7月豪雨のような市内全域に多発的に災害が発生した場合や大規模災害発生時など、災害発生時の有効な情報収集・発信の在り方も課題となっています。

#### ク 火葬場

火葬場は、昭和54年から曾於南部厚生事務組合で運営され、バーナー式火葬炉3基で運転されていますが、建設後46年が経過し、老朽化及び旧式施設であるため修繕が発生しています。また、修繕に伴う運転制限も懸念されています。

なお、松山地域については、合併以前からの経緯を踏まえ、曾於市斎苑を利用しています。

## (2) その対策

### ア 住宅

住環境の整備については、志布志市住生活基本計画に基づく公営住宅等長寿命化計画により、その目的に応じた改善・維持保全・用途廃止等の具体的手法の下、高齢世帯に対応したバリアフリー化や単身者及び多子世帯等のニーズに対応した住宅の維持管理を行うことで、安全で安心して生活できる住生活環境の整備を図り、地域の活力と定住化の促進に繋がる有効な手段を検討しながら維持管理を行っていきます。

### イ 上水道等の施設

上水道事業については、水源等の有効利用を図り、「安心でおいしい水」の安定供給と維持管理費の節減を目指します。

また、老朽化した水道施設については、耐震化も含め隨時更新を進め、適切な保守・点検により施設の長寿命化を図り、有収率向上を図ります。

さらに、長期的な視点に立ち水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）を実施し、施設老朽化進行状況の把握及び財政的検討を行い、事業費の平準化を図り、持続可能な水道事業運営を目指します。

### ウ 下水道施設等

#### (ア) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、現在の4施設の安定した運営と維持管理に努め、受益者の理解を得ながら加入促進を図り、公共水域の水質保全に努めます。

#### (イ) 公共下水道事業

公共下水道事業は、今後、雨水管理総合計画を策定し、激甚化する降雨災害に対応した下水道整備を図ります。

#### (ウ) 生活排水の処理

今後も公共用水域の水質分析を行うとともに、生活雑排水や家畜排せつ物処理による水質汚染防止対策に努め、自然環境を重視した森林の適正管理及び自然とふれあう場の創出や自然環境に親しめる空間づくりや環境教育を通して、河川や海岸の水辺環境の保全に取り組みます。

また、合併処理浄化槽の設置補助等を行うとともに、汲取便槽及び単独浄化槽を設置している家屋については、生活雑排水の処理を進めるため、個々の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換や農業集落排水処理施設への加入を促進します。

**エ 廃棄物処理施設****(ア) し尿処理施設**

曾於南部厚生事務組合の衛生センターは、昭和57年に設置し築後39年を経過し老朽化が著しいことから、年次的に施設の改修を実施するとともに、曾於北部衛生処理組合で処理を行っている松山地域のし尿処理についての検討を行います。

**(イ) ごみ処理施設**

今後も資源化できないごみは、埋立処理を行います。資源の有効利用と清掃センターの延命化を図るため、事業者や市民を対象とした環境学習の開催や、ごみの排出抑制や資源化等に関する意識の普及啓発を行うとともに、粗大ごみの資源化を図り、分別収集に取り組みます。

不法投棄対策については、衛生自治会との連携を図りながら引き続き市内の環境パトロールを強化するとともに、監視カメラを設置し、その抑制に努めます。

**オ リサイクル・ごみ分別****(ア) 徹底したごみの分別・再資源化**

生ごみについては、引き続き資源として堆肥化を行い、農地に還元する地域循環システムづくりに取り組みます。粗大ごみとして排出されている金属類などの資源物は可能な限り回収し、積極的にリサイクル体制の確立を図ります。

使用済紙おむつについては、再資源化の本格稼働に向けて、事業の推進や収集体制等の環境整備に努めます。

環境問題を解決していくためには、今までの消費型のライフスタイルを見直し、一般廃棄物の排出抑制や減量化、資源化に重点を置いた「5R」の推進に積極的に取り組み、環境保全に努めていく必要があります。

- ・リフューズ（Refuse） / 断る。ごみになる物を買わない。
- ・リデュース（Reduce） / 減らす。資源の無駄遣いを減らす。
- ・リユース（Reuse） / 再利用。繰り返し使う。
- ・リペア（Repair） / 修理。修理して長く使う。
- ・リサイクル（Recycle） / 再資源化。不要品を再生利用する。

今後、これらのことの実現するため、行政、事業者及び市民がそれぞれの立場で果たすべき責務と役割を理解し、多様化する環境問題への対応に行政への市民参加で環境保全に配慮した資源循環型社会の構築に取り組みます。

また、高齢等によりごみステーションまでごみを搬出できない方には、運搬の補助を行い安心してごみ出しができる環境づくりに努めます。

### (イ) 各主体による環境に対する取組の充実

今後も、衛生自治会と一体となって、市内全域での清掃活動や環境学習会等を開催し、環境保全や環境美化活動に関する市民意識の啓発及び向上を図ります。そのため、市民・事業者・各種団体など、各主体の「環境に対する取組」で、環境保全や資源循環型社会の形成を目指します。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用・活用に向けて、「志布志市生物多様性センター」を窓口として、市民や団体、事業所と連携して取り組みます。

#### **カ 公園**

松山城山総合公園、志布志運動公園、有明開田の里公園、蓬の郷親水公園、しおかぜ公園等は、今後も市民の方々のスポーツイベント、レクリエーション及び健康づくりの場として、また、港湾等に整備されている緑地については、都市景観や防災上の観点からも利活用できるよう管理に努めます。

また、本市では持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するよう、立地適正化計画を策定中です（令和8年度策定）。今後は計画に従い、用途による公園機能の再編・配置の変更（集約化）などを図っていきます。

#### **キ 消防・防災**

##### (ア) 消防体制の強化

各種災害等に迅速に対応できる体制の整備と消防車両、器具、資材及び消防団の活動拠点施設等の充実を図り、災害に強いまちづくりの実現に努めるとともに、地域防災力の低下を招かないよう団員を確保し、災害対応力の高い消防団組織を構築するため、各種訓練等により消防団員の資質向上に努め、市民が安心して暮らせる防災対策を推進します。

さらに、各種災害を想定したハザードマップにより危険個所の周知、インターネットを利用した県の「河川砂防情報システム」や「防災用監視カメラシステム」などにより、災害情報の収集及び伝達、警戒避難体制の整備を図ります。

広域応援体制として、大隅曾於地区消防組合では、大隅肝属地区消防組合、垂水市、霧島市、宮崎県の都城市及び串間市と消防応援協定書を結び、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止します。

##### (イ) 防災体制の強化

地震、津波、台風等の自然災害から、公共施設や市民の生命、財産を守るために、津波対策整備事業や急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業を計画的に導入し、危険地区の防災対策を図ります。

自然災害を想定した避難訓練実施や研修会等による住民の防災意識の普及

啓発を図るとともに自主防災組織の育成・充実及び地域防災リーダーの育成、情報収集・伝達体制の充実、備蓄品やその保管場所の整備、避難場所の確保等、防災体制の強化を図ります。また、宅地への流入等の災害発生時に、その土砂等の撤去に係る経費を支援し、被災した宅地の早期復旧を図ります。

#### (ウ) 情報伝達体制の整備

今後、大雨や南海トラフ巨大地震や津波等、市内全域に多発的に災害が発生した場合や大規模災害発生時など、災害発生時の有効な情報収集・発信の在り方を検討します。

#### ク 火葬場

増加傾向にあった棺の大型化に対応するための火葬炉の改修は行ってきましたが、開園以来42年が経過したことによる施設の老朽化が著しいため、令和2年度に策定した個別計画に基づいて、予防保全の整備及び長寿命化の改修を行っていきます。

## (3) 計画(令和8年度～令和12年度)

自立促進 施策区分	事業名(施策名)	事業内容	事業主体	備考
(1) 上水道	水源地施設整備事業 配水池施設整備事業 老朽管更新事業	市 市 市		
(3) 廃棄物処理施設	曾於南部厚生事務組合負担金(衛生センター) 曾於南部厚生事務組合負担金(清掃センター) 曾於北部衛生処理組合負担金	事務組合 事務組合 事務組合		
(4) 火葬場	曾於市斎苑負担金(火葬場) 曾於南部厚生事務組合負担金(火葬場)	曾於市 事務組合		
(5) 消防施設	消防団詰所整備事業 消防団車両整備事業 消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽) 大隅曾於地区消防組合負担金 消防団資機材整備事業 防犯灯設置補助・維持管理助成事業 津波対策整備事業(備蓄倉庫等整備)	市 市 市 消防組合 市 市 市		
(6) 公営住宅	公営住宅解体撤去事業 公営住宅ストック総合改善事業 市営住宅管理事業 地域優良賃貸住宅整備事業 地方改善施設整備事業 下水排水路・地区道路等 市内全域	市 市 市 市 市		
(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	RPF化及びリサイクル処理業務 環境パトロール・ごみ出し困難者対策事業	市 市		
(8) その他	地方改善施設整備事業 下水排水路・地区道路等 市内全域 急傾斜地崩壊対策事業(公共)地元負担金 通常砂防流末整備事業 県単急傾斜地 崩壊対策事業(市内危険箇所) 県単砂防事業 地元負担金 市道維持補修事業(側溝改修・舗装補修) 市内全域道路照明設置 普通・準用河川 河川改修事業 公共土木施設点検・管理事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市		

	危険廃屋解体撤去 補助金交付事業	市		
	都市下水路 維持補修環境整備	市		
	特殊地下壕対策事業 (壕口封鎖・調査)	市		
	住宅リフォーム助成事業	市		
	雨水公共下水道整備事業	市		
	県営県単治山事業 事業負担金	市		
	県費単独治山事業	市		
	消火栓設置事業	市		
	災害備蓄品整備事業	市		
	防災用監視カメラシステム整備事業	市		
	宅地災害復旧作業支援事業	市		

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成 29 年 3 月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



### (1) 現況と問題点

#### ア 児童福祉

##### (ア) 子育て支援

本市の人口千人当たりの出生率は、平成20年の9.0から、令和5年には5.8と減少し、国や県と比較し低い水準となっています。また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率も1.50と減少傾向にありますが、国や県と比較すると高い水準となっています。しかし、人口を維持するために必要とされる2.08を下回っており、少子化傾向が続いている。

本市においては、保育料の完全無償化、小中学校給食費の全額助成、高校生世代までを対象とした子ども医療費の助成、第1子からの出産祝金の支給など、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでいます。

また、志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」及び通山子育て支援センター「たんぽぽハウス」においては、子育てに関する相談や助言、情報の提供、子育てサークルの育成及び支援、ファミリー・サポート・センター志布志での支援などを行うとともに、家庭で子育てを行っている未就園児の保護者に対し、子育てを楽しむことや保護者相互の情報交換を図るための支援を行うなど、親子のふれあいの場を提供し、子育て世帯の精神的負担の軽減に取り組んでいます。

今後も引き続き、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減対策の内容を検討していく必要があります。

#### (イ) 保育サービス

現在、社会福祉法人及び学校法人が運営する18か所の保育園及び認定こども園で保育が実施されていますが、待機児童は見られず、保育所等の数は、充足している状況です。

園舎の整備については、防災・防犯対策など運営事業者と協議を進め充実を図っていく必要があります。

子どもの実態や保護者の就労形態の多様化などによる様々な保育ニーズに対応するため、通常保育以外に延長保育や一時預かり、障がい児保育などの特別保育事業を行っていますが、更に保育ニーズの多様化が予測されることから、国が行う子育て支援策の動向を見極めながら、市の独自事業と併せて、保護者の要望に応えていく必要があります。

#### (ウ) 病児・病後児保育事業

病気中や病気回復期にある乳幼児や児童を一時的に預かる病児保育を医療法人に委託し、保護者の子育てと就労の両立を支援していますが、現在、志布志地域に1か所しかないため、松山地域及び有明地域への設置について検討していく必要があります。

### (エ) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図るための放課後児童健全育成事業は、令和6年度は18クラブの24支援単位で実施していますが、今後も、利用児童数や地域バランスに考慮した設置・運営に努めていく必要があります。

また、実施場所の確保については、小学校の余裕教室の活用や運営事業者が行う施設整備に対し補助金を交付するなど対応してきましたが、引き続き、教育委員会と連携・協議を行い、小学校の余裕教室の活用を進める必要があります。

### (オ) 男女共同参画による子育ての促進

「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は、いまだ根強く残っており、女性の社会参加が進んでも女性に育児の負担が大きく偏っています。少子高齢化等が加速する中で、地域の持続可能な発展のためにも、男女が安心して子どもを産み育て、ともに家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要です。

このため、特に男性においては妊娠・出産の喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、仕事と子育ての両立に関する意識啓発を進めるとともに、固定的性別役割分担意識の解消や仕事と子育てが両立できる職場づくりを進めることができます。家庭生活に積極的に参画することができるよう男女双方の働き方や暮らし方を見直す「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を推進し、仕事とそれ以外の活動を両立しその両方が充実するような働き方を実現することが求められます。

### (カ) 児童虐待の防止

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育や発達を阻害し、心身に深刻な影響を及ぼすものであり、社会全体で取り組まなければならない大きな問題となっています。

また、児童虐待の背景は多岐にわたり、虐待の多くは家庭内の言わば密室で行われ、外部からは気付きにくいため発見や対応が遅れるという問題があります。

本市では、要保護児童対策地域協議会を中心に、専門の相談員や関係機関と連携を図り対応していますが、更なる連携に努め、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努める必要があります。

## **イ 高齢者福祉**

### (ア) 効果的なサービスの提供

我が国では、令和5年9月末現在、高齢者人口が3,623万人を超え、高齢化率は29.1%となり、また、令和7年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和

19年に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれています。

本市における令和7年3月末現在の高齢者人口は10,749人、高齢化率は37.9%となっており、全国平均と比較しても高い水準にあり、65歳以上の人口は減少に転じているものの、少子化の影響等により、今後更に高齢化が進むものと思われます。

高齢化に伴い、寝たきりや認知症、ひとり暮らしなど介護や支援が必要な高齢者が増加する一方、核家族化により家族介護機能が低下し、福祉の充実はますます重要になっています。

これらの状況を踏まえ、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保を図る必要があります。

#### (イ) 介護保険制度

高齢による身体機能の衰えや疾病などによって介護が必要となった時には、介護サービスの種類や事業所を選び、必要な介護サービスを受けることができます。介護サービス需要が増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、介護を支える人的基盤の確保が重要になります。

#### (ウ) 住み慣れた地域での生活

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう住民主体の活動や関係団体と連携を図り、高齢者が地域の中で尊厳をもって暮らせるよう医療、介護、生活支援、その他の資源の連携等による地域のケア体制を推進しています。

また、認知症への理解を深めるための啓発活動や初期段階での支援を行い、認知症になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援体制の構築を図る必要があります。

高齢者実態調査によると、認知症に関する相談窓口について「地域包括支援センター」とする割合が最も高く、「知らない」という方が約3割となっています。そのため、認知症の相談窓口を周知するとともに、正しい知識や理解を高めていく必要があります。

#### (エ) 生きがいづくりの推進

高齢者が豊富な知識や経験を生かし、働き、楽しみ、地域活動を行うなど、生涯にわたり、心豊かに過ごしていくため、多様な活動・世代間の交流、就労等の支援など、誰もがいきいきと自分らしく生活していくため、意欲と能力に応じて社会を支えていく体制づくりが重要になります。

シルバー人材センター事業は、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、家庭、地域、企業などのあらゆる社会分野において、高齢者がこれまで培った豊かな経験や知識、技能を発揮し、社会活動に参加できる「生きがいづくり」や「仲間づくり」の場として、多くの高齢者が活用しているため、引き続き支援していく必要があります。

老人クラブやふれあいサロンは、地域で生活を送ることができるよう、高齢

者の集いの場を増やしていくことが、地域福祉の充実や健康の維持につながるため、活動内容の周知を図りながら加入を促進し、高齢者の社会参加を推進するための支援を行う必要があります。

#### ウ 障がい福祉

##### (ア) 障がいに対する理解の促進と支援

令和7年4月1日現在、本市における身体障害者手帳所持者は1,690人、療育手帳所持者は488人、精神障害者保健福祉手帳所持者は284人となっています。

障がいのある人もない人も互いに理解し合い、共に支え合って生きる社会を実現するためには、地域を構成する全ての人々が障がいに対して十分な理解と認識を深めることが大切です。

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により不当な差別的取り扱いの禁止、障がいのある人への合理的な配慮の提供が求められるようになり、本市でも相互理解のための広報啓発を進めてきました。

障がいのある人も、障がいのない人と同様に意志決定を有するかけがえのない個人です。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、日常生活や社会生活等に関して自分自身の意志が反映された生活を送ることが必要です。今後は本人の意志を理解する代弁者や相談員等による意志決定の支援の推進に努める必要があります。

##### (イ) 障がいのある人の生活の場の拡充

障がいのある人が地域社会で生活を営むためには、食事や住宅の確保など安心して過ごせる生活の場や、社会参加を促すために創作的活動や生産活動、社会との交流を実施できる場の充実が必要となります。

本市では障がいのある人の意志を尊重し、希望する生活を送るため、その方にあった障害福祉サービス等の提供を行っており、地域で自立した生活が送れるように援助を行っています。

今後は、令和5年度に策定した「志布志市第5期障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」に基づく事業、サービス量を担保できるよう障害福祉事業所等と連携し、障がいのある人にとって安全で住みよいまちづくりの推進に努める必要があります。

##### (ウ) 発達障がいのある児童への支援

発達障がいは、なるべく早い段階で適切な支援が得られるように、まずは「早期発見」が重要です。本市では医師や作業療法士、保健師等による保育園・認定こども園の巡回相談支援を行い、気になる子どもの発達や子どもと保護者との関わり方について関係者と課題支援内容を共有することで、地域にある身近な場所で集団生活に適応するための支援を行っています。また、総合的な支援施策のため定期的に市内障害児福祉サービス事業所、相談支援事業所、教育委

員会等との連携により各事業所分野の垣根を越えた情報共有を図るように努めています。

今後も、総合的な支援体制の充実はもとより、療育の場である発達支援事業所の体制充実の推進に努める必要があります。

## **エ 生活困窮者対策**

### (ア) 生活困窮者支援

生活困窮者などに対して自立や就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供を行い、自立を促進するため、「生活困窮者自立相談支援事業」や「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」に取り組んでいます。

物価高騰により、生活に困窮する人は増加しているため、引き続き支援に取り組んでいく必要があります。

### (イ) 重層的支援

「社会的孤立」「制度の狭間」の問題、さらに様々な分野の課題が重なり合って複雑・複合化した課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯が増加しています。これまでの対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースを支援する取組みの推進が必要です。

## **オ 保健予防対策**

### (ア) 疾病の予防・早期発見

成人の保健医療における最も大きな課題は、がんや心臓病、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防及び重症化予防です。本市の国民健康保険の疾病分類では、循環器疾患で治療を受けている件数が最も多い状況になっています。特に近年、糖尿病に起因する人工透析や慢性腎臓病の増加が見られます。生活習慣病は、食事や運動、休養、喫煙、飲酒といった生活習慣がその発症や進行に深く関わることから、健康的な生活習慣を確立することにより発症や進行を防ぐことができます。

また、高血圧や血糖値異常などの疾病的早期発見のため各種健康診査を実施し、保健指導につなげていますが、受診勧奨や生活習慣病予防の啓発を行うことが重要です。

### (イ) 健康づくり

健康づくりは、一人一人の自覚と実践を基本として、バランスのとれた食生活、日常的な運動習慣、十分な休養、歯周疾患予防などの健康的な生活習慣の確立が重要です。そのためには、生活習慣が身に付く乳幼児期からの健康教育や家庭、学校、地域、職場などにおいて保健対策や健康づくりを継続していくとともに、個人を取り巻く社会環境や自然環境を良好なものにし、健康寿命の延伸を目指すことが大切です。

平成26年度に健康増進計画「第2次健康しぶし21」を策定し、令和元年度に中間評価を行い、令和7年度に計画の見直しを実施し、第3次健康しぶし21を策定しました。その結果に基づいた事業を展開するとともに、健康づくり推

進員による地域活動を通した健康づくりを実施していく必要があります。

多忙や自覚症状がないなどの理由で自分の健康を意識しない人々に対しても、自身の生活と健康を振り返り、健康的な生活習慣を確立していく動機付けが必要です。

#### (ウ) 介護予防

全ての高齢者を対象にした介護予防に関する知識の普及・啓発や住民主体の介護予防活動の育成・支援等を目的とした事業に取り組んでいますが、住民一人一人が健康を意識して自らが行動し、身近な場所での通いの場づくりを推進しながら、介護予防の取組や自立支援・重度化防止を図る必要があります。

#### (エ) 食育事業

食生活を取り巻く環境において、朝食の欠食、生活リズムや栄養バランスの乱れ、思春期やせ等がみられ、あらゆるライフステージで心と身体の健康問題が生じています。

子どもの健全育成を図るためにには、乳児期から思春期までの発達段階に応じた「食」に関する学習や食習慣、食行動が身に付くような学習環境を整備する必要があります。

また、成人期や高齢期においては、生活習慣病の予防や改善、重症化予防、食の自立、介護予防などのための食生活についての意識の向上が必要です。

#### (オ) こころの健康づくり

本市における令和2年から令和6年までの自殺死亡率の平均は、26.4%であり、鹿児島県（17.6%）及び国（16.7%）よりも高くなっています。年代別にみると、50歳代・70歳代以上の男性の割合が高い状況です。そのため、令和5年度には第2次志布志市自殺対策計画を策定し、関係機関と連携し、家庭や学校、職域、地域全体の取組を推進しています。

#### カ 母子保健の推進

妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安の軽減や虐待予防を図るため、平成30年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、令和7年4月には子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点事業を統合し、こども家庭センターを設置しました。また、妊娠各期から乳幼児の各節目まで健康診断や健康教育を実施し、出産から育児のライフサイクルの中で、不安や悩みを抱え、孤立しがちな母親への支援を目的として各種事業を行っており、市内の医師及び歯科医師に年間を通じて協力を依頼し、事業を推進するとともに、在宅の助産師や保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士なども掘り起し、人材の活用に努めています。

さらに、住民組織の母子保健推進員や食と健康サポーターと協力して、地域活動を行っています。母子保健推進員は各地区を受け持ち、母子保健事業の受診勧奨や支援の必要な人の早期発見に努め、行政とのパイプ役として活動し、食と健康サポーターは地域住民の食生活改善に対する正しい考え方と知識の普及に努めています。

す。

#### (ア) 妊娠・出産期における母子保健

母子健康手帳交付時の面談、妊婦相談、パパママ教室を行い、妊娠、出産及び育児に関する基本的な知識の普及を図っています。妊婦健康診査や産婦健康診査の結果を把握し、支援の必要な妊産婦に対し早期に支援ができるよう努めています。

#### (イ) 乳幼児に対する母子保健事業

生後2か月までの新生児・乳児については、全戸訪問指導を行い、子育てに関する知識や技術、情報を提供し、育児の不安や悩みの解消を図っています。その中で心身の不調や育児不安等が強い方も増えているため、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援体制を強化していく必要があります。

また、1か月児、3～5か月児、9～11か月児には医療機関での個別健診、1歳6か月児、3歳児は、集団健診を実施し、心身の発育発達の異常の早期発見、早期治療、早期療育に努めるとともに、育児支援や健康増進に関する不安や悩みの相談を行っています。しかし、子どもの年齢が高くなるほど受診率が低くなっています。未受診者の現状を把握し、状況によっては、支援する必要があります。また、健康診断により虐待等を早期発見した場合は、関係機関と連携しています。

#### (ウ) 子育て相談、発育発達支援

育児不安や子育ての悩みがある保護者を対象に、育児相談を実施しています。保健師や栄養士による個別相談や保護者同士での語り合いをすることで育児不安の軽減を図っています。

発達に支援が必要な子どもと保護者を対象に遊びを通して親子関係や人と関わる力を養う教室として「ふれい教室」を設け、遊びの場を提供しています。

#### (エ) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

思春期は、身体的、精神的発達の最もめざましい時期であり、心身に様々な変化が生じます。また、社会的環境要因に左右されることも多く、思春期の健康課題が生涯にわたることも考えられ、非常に重要な時期です。

近年、思春期における性行動の活発化や低年齢化による人工妊娠中絶や性感染症の増加、薬物乱用、喫煙、飲酒等の傾向が見られ、これらの問題行動が思春期の子どもの健康を阻害していることから、保健対策及び健康教育の場を充実させる必要があります。

#### キ 地域共生社会の推進

近年は、少子高齢化の更なる進行や核家族及び単身世帯の増加等家族形態の変化による家族での支え合いの機能の低下、また、個人の価値観の多様化等に伴って地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。

また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高

まりや「社会的孤立」「制度の狭間」の問題、さらに様々な分野の課題が複雑に絡み合うなど、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯の増加など、これまでの対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースも見られるようになっています。

こうした中、令和2年に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、市町村における包括的な支援体制の構築に関する規定が令和3年4月に施行されました。

## (2) その対策

### **ア 児童福祉**

#### (ア) 子育て支援

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために実施している各種事業の検証・見直しを行い、子育て世帯に寄り添った施策を推進します。

また、子育て支援センターにおいては、子育て講座の内容の拡充を検討するとともに、広報を充実させ、より多くの子育て世帯が利用しやすい環境を整えます。

ファミリー・サポート・センター志布志においては、子育て世帯が必要としている援助活動の検討を行い、安心して子育てができる環境を整えます。

#### (イ) 保育サービス

保育環境の向上を図るため、引き続き、運営事業者と協議を行い、必要に応じて防災・防犯対策などの充実を図ります。

また、様々な保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立支援を促進するため実施している延長保育や一時預かり、障がい児保育などの特別保育事業を引き続き実施するとともに、夜間保育や休日保育などの実施について、運営事業者と協議・検討を行います。

#### (ウ) 病児・病後児保育事業

志布志地域で1か所実施している病児保育事業を引き続き実施し、仕事と子育ての両立支援を行います。

また、松山地域及び有明地域での実施について、医療機関等と協議・検討を進めます。

#### (エ) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

18 クラブ 24 支援単位で実施している放課後児童健全育成事業については、利用児童数や地域バランスに考慮した設置・運営に努めるとともに、必要に応じてクラブの新設・支援単位の増設について、運営事業者と協議を進めます。

また、教育委員会と連携・協議を行い、小学校の余裕教室での実施を進めます。

#### (オ) 男女共同参画による子育ての促進

男女が仕事と育児等家庭生活のバランスを図り、安心して子育てができる環

境整備を図るために、市民や事業所を対象にセミナー等を開催し、男性も含めた働き方や固定的な性別役割分担意識の見直しを推進するための意識啓発、育児休業制度等の両立支援制度の定着に向けた啓発等を行います。

また、時間外労働の短縮や有給休暇取得率の向上等子育てを行う労働者が働きやすい環境整備に取り組むとともに、男性が積極的に家事育児に参加できる働き方を普及促進します。

#### (カ) 児童虐待の防止

医療、福祉、保健、教育、警察などの各関係機関や地域社会との連携や協力の下、発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童虐待の疑いの案件や通報・情報提供があった場合は、引き続き要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会を開催し対応します。

さらに、児童虐待防止研修会の開催や児童虐待防止に関する情報を市報等により市民に提供し、児童虐待を防止するという市民意識を醸成します。

### イ 高齢者福祉

#### (ア) 効果的なサービスの提供

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画における事業の評価・検証を行い、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた体制の構築を図ります。

また、重度の要介護状態にある高齢者等を在宅で介護している介護者に対し、介護手当等を支給するなど在宅生活の継続及び向上を図るため、支援の充実に努めます。

#### (イ) 介護保険制度

利用者への適正なサービス提供体制を確保するため、介護や支援を必要とする高齢者の実態を把握し、利用者に合ったサービスの確保に努めるとともに、在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策を推進するため保険者の機能を強化します。また、介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員や介護職員等に対する研修を充実し、人材育成を推進します。

#### (ウ) 住み慣れた地域での生活

高齢者が地域の中で尊厳を保持し、生活することができるよう地域支援事業を実施するとともに、地域包括支援センターを核として各関係機関と連携しながら、地域での見守り活動の充実を図ります。また、地域包括支援センターほか、各種相談窓口の周知を行い、相談支援体制の構築に努め、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、令和4年に設置された「成年後見支援センター」を活用し、市民の権利擁護の推進を図ります。

#### (エ) 生きがいづくりの推進

高齢者の社会参加の機会を拡充するため、引き続きシルバー人材センター事

業の支援を行うとともに、市老人クラブ連合会や各単位老人クラブ、ふれあいサロンの活動を市報等で広く市民に周知し、会員及びクラブ等の増加に努めるなど、高齢者の生きがいの向上を目指す活動を支援します。

## ウ 障がい福祉

### (ア) 障がいに対する理解の促進と支援

そお地区自立支援協議会やそお地区障がい者等基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、障がいのある方への虐待や差別など、権利擁護についての周知啓発、事例の検討、支援体制の構築等について協議・提案を行います。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律による合理的配慮等についても、市民への周知、啓発を行い、障がいに対する理解を促進します。

### (イ) 障がいのある人の生活の場の拡充

ケアマネジメントによる個人に合った一貫したきめ細かな障害福祉サービス支援の提供が行われるよう、自立支援協議会専門部会等で行政、相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業とサービス提供の在り方、資源の調整を図り、身近な地域で自立ができるような生活支援・環境づくりを行います。

また、障がいのある方の重度化・高齢化や親なき後を見据え、緊急時の相談支援、入所施設等を活用した緊急受け入れ体制の確保、障害福祉サービスの体験の場の提供を行うため、支援が必要な世帯の事前把握や登録、複数の機関で機能を分担して、面的な支援を行う体制を整備し、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援します。

### (ウ) 発達障がいのある児童への支援

発達が気になる児童へ早期のアプローチが行えるよう、「小児科医師」「障害児相談支援専門員」「作業療法士」「言語聴覚士」「保健師」による巡回相談支援を通して、関係機関と連携し発達障がい等のあらゆる課題に継続的に対応できるよう支援の体制づくりを行います。

また、そお地区障がい者等基幹相談支援センターと連携し、発達支援事業所との協議、研修を通して、療育の質の向上を推進します。

また、発達が気になる児童へ早期のアプローチが行えるよう、巡回相談支援の回数や巡回を行う支援員の職種を増やし、発達障がい等のあらゆる課題に継続的に対応できるよう支援の体制づくりを行います。

## エ 生活困窮者対策

### (ア) 生活困窮者支援

物価高騰により生活に不安を抱える相談者が増加しているため、不安を抱え訪れる相談者が安心して相談ができるよう、相談者に寄添いながら信頼関係を作り、自立を促す支援を行います。そのうえで、「生活困窮者自立相談支援事業」でその人の状況に応じた必要な支援を把握し、「就労準備支援事業」や「家計改善支援事業」を一体的に実施するなど、効果的・効率的なサポートを行います。

### (イ) 重層的支援

既存の相談支援等の取組みを活かした「包括的相談支援事業」を実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため「多機関協働事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等支援事業」「地域づくり事業」を一体的に実施し、重層的な支援体制をもって困っている市民を支援し、住みやすい地域づくりを推進します。

### オ 保健予防対策

#### (ア) 疾病の予防・早期発見

生活習慣病は、本人の自覚症状のないまま進行していることがあるため、早期発見及び早期対策の意識の向上を図り、各種健康診査の受診率の向上に努めます。また、健康診査の結果を踏まえた保健指導により、食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善を図り、疾病の発症及び重症化の予防に努めます。

特に、肥満でありながら糖尿病、高血圧、高脂血症等の生活習慣病を併せ持つ複数の危険因子を抱えている状態「メタボリック・シンドローム」にならないよう、若年期からの保健指導の徹底に努めるとともに、慢性腎臓病（CKD）や糖尿病性腎症の重症化予防を図り、新規人工透析者の減少に努めます。

また、令和7年度に策定した第3次「健康しぶし21」に基づき、健康に関する啓発、相談や健康教育などの総合的な保健サービスを展開します。

#### (イ) 健康づくり

自らの健康状態や生活習慣を振り返り、健康的な生活習慣を確立できるよう各種健康づくり事業を通して自己管理意識の高揚を図るとともに、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康づくりができるよう保健、医療、福祉が連携した体系的な保健サービスの充実を図ります。

また、地区ごとに健康づくり推進員を養成し、健康づくりの機運を醸成、推進します。

#### (ウ) 介護予防

高齢者は複数の慢性疾患に加え、フレイル状態になりやすい傾向があることから、高齢者一人一人に対して、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防と介護予防を一体的に実施します。また、身近な場所で気軽に介護予防に取り組めるよう自主グループ活動を支援するとともに、住民主体の通いの場づくりを推進します。

#### (エ) 食育事業

子どもたちが食事を通して、健康的な食生活や望ましい食習慣、食生活における自己管理能力などを学べるような食体験の取組を推進します。

妊娠前からの適切な食生活についての情報提供や妊産婦を対象とした食に関する学習、各種健康診断や乳児健診・育児学級での離乳食指導や食育指導を

行い、幼児を対象とした「つくる・食べる・人との交流」の体験活動を通して、乳幼児期から健康的な食生活が作られ、家族や地域社会とのより良い関係を保ち心豊かな人間に育つようふれあい食体験事業などを開催します。

また、成人期から高齢期までにおいては、食に関する学習や実習を通して健康への意識の向上や寝たきり予防を図ります。

#### (オ) こころの健康づくり

第2次志布志市自殺対策計画に基づき、家庭や学校、職域、地域全体の取組を推進するために、自殺対策の推進のための実務者で構成される「志布志市自殺対策ネットワーク会議」において、実効ある施策の推進を図るとともに、「志布志市自殺対策推進本部」を設置し、全庁的な関連施策の取組を推進します。

#### 力 母子保健の推進

母子保健を推進していくため、医師及び歯科医師を始め、母子保健推進員などの在宅の有資格者や人材を活用し、その資質向上と地域ネットワークづくりに努めます。

さらに、母と子どもの健康の保持と増進のため、関係機関と連携し、妊娠から出産、育児まで一貫した保健指導や医療体制の充実を図り、サービスを受けやすい体制づくりに努めます。

#### (ア) 妊娠・出産期における母子保健

妊娠、出産、育児を通して心身の健康に関する保健指導の充実と受診の必要性や重要性について、周知を図ります。また、仕事を持つ妊産婦が参加しやすい体制づくりに努めます。

こども家庭センターを中心とし、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安の軽減や虐待予防に努めます。

妊婦健康診査については、14回分の受診券と多胎妊婦については4回分の受診券を追加交付し、健康診断に係る経済的負担の軽減を図るとともに、保健師や助産師、母子保健推進員が、妊産婦や新生児がいる家庭を対象に訪問による相談指導を行います。スマートフォン等に妊娠週数や月齢に応じた育児情報及び母親のメンタルヘルスに関する情報を配信する「母子健康アプリ」を活用し、育児不安、産後うつ、乳幼児虐待などの予防及び解消を図ります。

産婦健康診査を2回実施し、その結果を踏まえ産後ケア事業等の母子保健事業により、育児不安や育児支援が受けられない産婦に対し、助産師等の専門職により母子に対して心身のケア、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援体制の確保に努めます。

#### (イ) 乳幼児に対する母子保健事業

出産から小学校就学までの発育及び発達の節目に健康診断を実施し、乳幼児の発育や精神及び運動の発達の遅れ、虐待、病気や異常の早期発見及び早期治療に努め、適切な指導を行います。健診未受診者に対しては、再度の健診通知を行うとともに、保健師による受診勧奨も行い受診率の向上に努めます。また、

健診の際はフッ素塗布や歯磨き指導を行い、さらに市内の全保育園においてフッ化物洗口を導入し、乳幼児の歯科健康の充実を図ります。

(ウ) 子育て相談、発育発達支援

出産後、健康や精神面で不安定になりがちな母親の子育てなどについて、必要に応じて育児相談を実施します。

各種健康診断や相談などで、発育や発達の気になる親子に対し積極的な働き掛けを行い、早期に療育を受けられるよう関係機関との連携を図ります。

健康診断や相談などで、精神面や運動面の発達状況において経過観察が必要と判断されるケースや保護者から要望があったケースについては、専門の相談員による発達相談を実施し、発達段階に応じたアドバイスや関係機関への紹介など、適切な支援を行います。

(エ) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

10代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率の増大、薬物乱用、喫煙、飲酒などの問題に対応するため、自分自身を大事にする自己決定能力を育成し、性や性感染症予防に関する正しい知識の周知及び生命の尊厳の認識を高めるため、保育施設や学校からの要望により学習機会の提供を行うとともに、医療機関や保健所、学校、教育委員会等と連携し、本人や家族との相談体制を整備し、思春期の健康教育の推進を図ります。

**キ 地域共生社会の推進※コミュニティ推進課所管へ**

高齢者、障がい者、子どもなど全ての人が、一人一人の暮らしと生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制と地域づくりを構築することを目指し、既存の支援事業に新たに「多機関協働事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等支援事業」「地域づくり事業」を重ね合わせた重層的な支援体制の整備を図り、関係事業間の連携を円滑に実施することで、困っている市民を支援し、住みやすい地域づくりを推進します。

## (3) 計画(令和8年度～令和12年度)

自立促進 施策区分	事業名(施策名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	保育所運営事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設	生活支援ハウス運営事業委託料 曾於南部厚生事務組合負担金(老人ホーム)	市 市	
	(9) その他	健康づくり事業 健(検)診、教育、相談、訪問等	市	
		高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業	市	
		曾於地区介護保険組合負担金	事務組合	
		在宅重度要介護者等介護手当支給事業	市	
		地域支援事業(介護保険特別会計)	市	
		高齢者活用・現役世代雇用サポート事業(シルバー人材センター運営補助事業)	市	
		老人クラブ連合会運営事業	市	
		単位老人クラブ運営事業	市	
		高年齢者労働能力活用事業(シルバー人材センター運営補助事業)	市	
		長寿祝金支給事業	市	
		福祉タクシー運行事業	市	
		母子保健事業 健診、相談、教室、訪問等	市	
		予防接種事業(A類)	市	
		子ども・子育て支援整備交付金事業(放課後児童クラブ施設整備事業)	市	
		病児保育事業	市	
		地域子育て支援拠点事業	市	
		放課後児童健全育成事業	市	
		出産祝金支給事業	市	
		子ども・子育て支援事業計画策定事業	市	
		子ども医療費助成事業	市	
		志布志市健康福祉プラザ大規模改修工事	市	本館及び機械室等空調機更新他

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。



## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

鹿児島県内では、地域偏在による医師不足が深刻な状況となっている。県内の人口10万人当たりの医師数は全国平均を上回っていますが、医療圏ごとに見ると鹿児島市を含む鹿児島医療圏以外は全国平均を下回っており、特に曾於医療圏については、深刻な状況となっています。

本市の医療機関は、病院2施設、診療所15施設及び歯科医院11施設がありますが、産科医の不在や特定の診療科目の偏在がみられ、医師の高齢化や後継者問題などもあり、将来の医師不足が問題となっています。

休日の医療については、曾於医師会及び都城北諸県郡医師会に委託し、各医療機関による在宅当番医制により、入院を要しない比較的軽症な救急患者のための医療を確保しています。

夜間救急は、曾於医師会夜間急病センター、大隅広域夜間急病センター及び都城夜間急病センターで、小児科を含む一次救急医療（一般的外来患者の診療）を担っています。

入院、手術が必要な重症救急患者に対応する二次救急医療（主に救急による搬送患者の受入れ）については、曾於医師会立病院や大隅地域の救急告示病院、都城市郡医師会病院が担っており、在宅当番医や夜間救急センターなどの初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関が連携し、医療を確保しています。

また、ドクターヘリにより、二次救急医療機関、三次医療機関（生命に係る重症患者への医療）への緊急的な搬送が可能となり、救急医療体制が強化されました。

### (2) その対策

医療体制については、市内の各医療機関及び曾於医師会と連携し、不足する診療科目の充実に努めるとともに、都城市及び鹿屋市と締結した定住自立圏形成協定により、医療不足に伴い閉鎖される診療科目の確保を図ります。また、医師不足に対しては、大隅4市5町保健医療推進協議会において、産科医療の維持及び確保に広域で取り組みます。

夜間及び休日の医療の確保については、夜間救急センターによる一次救急医療の充実を促進するとともに、在宅当番医制による当番医や診療科目の充実に努めます。

重症救急患者の医療の確保については、曾於医師会を中心とした共同利用型病院運営事業の継続を図るとともに、大隅地域内の二次救急医療機関と連携し、救急医療体制の充実と強化を行います。

## (3) 計画(令和8年度～令和12年度)

自立促進 施策区分	事業名(施策名)	事業内容	事業 主体	備考
8 医療 の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	<p>共同利用型病院運営事業</p> <p>曾於市、鹿屋市(旧輝北町)、志布志市、大崎町で休日・夜間の利用者、人口割により共同利用型病院運営負担金を負担することで医療の確保がなされ市民の安全・安心が図られる。</p> <p>在宅当番医制事業</p> <p>日曜・祝日等の急な診療に対応するため、当番医療の情報提供を行うことで医療の確保に繋がり、市民の安全安心が図られる。</p> <p>曾於医師会夜間急病センター事業</p> <p>公益社団法人曾於医師会が実施する夜間急病センター運営事業費の前年度赤字額を大崎町、曾於市、志布志市で人口割により負担することで医療の確保に繋がり市民の安全安心が図られる。</p> <p>大隅広域夜間急病センター事業</p> <p>大隅定住自立構成市町村3市5町で、休日・夜間の利用者に応じ大隅広域夜間急病センター負担金を負担することで医療の確保に繋がり市民の安全安心が図られる。</p> <p>大隅4市5町保健医療推進事業</p> <p>大隅4市5町の行政、議会、医師会、公的医療機関、消防組合が一体となって大隅地域の保健・医療の適正な水準確保に取り組むことで医療の確保に繋がり、市民の安全安心が図られる。</p> <p>都城救急医療センター事業</p> <p>都城市、三股町、曾於市、志布志市で休日・夜間の利用者に応じ都城救急医療センター負担金を負担することで医療の確保に繋がり、市民の安全安心が図られる。</p> <p>都城市休日急患診療事業</p> <p>日曜・祝日等の急な診療に対応するため、当番医療の情報提供を行うことで医療の確保に繋がり、市民の安全安心が図られる。</p>	<p>曾於医師会</p> <p>曾於医師会</p> <p>市</p> <p>鹿屋市</p> <p>協議会</p> <p>都城市</p> <p>都城市</p>	

	二次救急医療体制整備補助事業 大隅4市5町の各構成市町の重症救急患者の医療を確保するため、大隅地域内の二次救急医療機関に対し、予算の範囲内において、救急体制の確保に要する経費について補助金を交付することにより、各医療機関の救急医療体制の運営強化に資する。	市	
--	--	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 9 教育の振興



### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

本市の令和7年4月7日現在の学校及び児童生徒数の状況は、表4に示すとおり、小学校16校、132学級、児童数1,498人、中学校5校、44学級、生徒数833人であり、年々減少傾向にあります。なお、今後6年間で児童数が約500人減少することが予想されています。

中でも農村部にある小・中学校においては、児童生徒数の減少が著しく、平成23年3月には八野小学校が閉校し、平成27年3月に四浦小学校が閉校となりました。また、平成23年12月に策定した学校再編基本計画に基づき、平成26年4月に志布志地域の田之浦中学校及び出水中学校を志布志中学校へ編入統合しました。さらに、松山小学校、泰野小学校、尾野見小学校及び松山中学校が令和11年4月に統合し、小中一貫校（義務教育学校）を設置とすることに取り組んでいく予定としているところです。

一学校当たりの学級数は、国において12学級以上18学級以下を標準とする旨の規定がありますが、本市では志布志中学校のみがこの基準を満たしており、残り小・中学校20校（小学校16校・中学校4校）がこの基準を満たしていない小規模の学校となっています。

小規模の学校では、児童生徒一人一人に目が行き届くなどの利点があるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないと教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるのではないかとの指摘がなされています。

一方で、過疎化・少子高齢化が進行する本市にあっては、学校が地域のコミュニティの核として、防災や地域交流の場など多様な機能も併せ持っていることから、市立小中学校の在り方の検討は、学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一として、当事者である保護者の意見や地域の実情に応じて、市民の理解と協力を得ながら進める必要があります。

表4 小・中学校児童生徒・学級数及び学校施設の状況 令和7年4月7日現在

学校名	児童生徒数		令和7年学級数		体育館	プール
	令和2年	令和7年	普通編成	複式その他		
松山小	80	55	6	特支 2	1	1
泰野小	51	38	2	複式 2 特支 3	1	1
尾野見小	64	62	6	特支 2	1	1
志布志小	295	242	9	特支 6	1	1
香月小	301	215	7	特支 3	1	1
潤ヶ野小	30	27		複式 3 特支 2	1	1
安楽小	209	232	9	特支 4	1	1
田之浦小	22	17		複式 3	1	
森山小	15	17		複式 3 特支 1	1	1
伊崎田小	88	62	6	特支 2	1	1
蓬原小	94	76	6	特支 2	1	1
野神小	139	95	6	特支 3	1	1
有明小	154	144	6	特支 3	1	1
通山小	173	130	6	特支 2	1	1
原田小	48	44	4	複式 1 特支 2	1	1
山重小	45	42	2	複式 2 特支 2	1	1
小学校計	1,808	1,498	75	57	16	15
				(複式 14 特支 43)		
松山中	104	100	3	特支 3	1	1
志布志中	407	421	12	特支 7	1	1
有明中	114	122	4	特支 2	1	1
宇都中	142	151	5	特支 3	1	1
伊崎田中	33	39	3	特支 2	1	1
中学校計	800	833	27	17	5	6

全国的に学力の低下が懸念される中で、学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成、学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養に加え、学習意欲の向上、家庭学習の習慣の確立等を図る教育を展開し、全教育活動での「心の教育」を推進しています。

社会における情報化の急速な進展に伴い、情報活用能力を身に付けるためのICT機器を活用した授業の推進が必要です。

多様な教育的ニーズに応じるために、特別支援教育支援員を配置するなど、特

別支援教育の充実を図り、小学校英語教育支援講師、理科観察実験アシスタント及びＩＣＴ支援員等を活用し、学力の向上に努めています。

児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が進むことにより、集団活動や社会性の育成が困難になることも危惧され、これらの課題への対応が必要となっています。

#### **イ 心の教育の推進・安全管理・防犯対策**

いじめ問題や不登校の児童生徒の対策に積極的に取り組み、改善を図るとともに、子どもたちに安全で豊かな学校環境を提供するために、安全管理体制の整備を適切に行っていくことが大切です。

これらの問題に対処するため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員、適応指導教室専門指導員・相談員・学校教育専門員などによる児童生徒及び保護者への支援を行っています。

また、児童生徒が安全な環境の中で、安心して教育を受けることができるよう家庭や地域及び関係機関、団体等と連携しながら、安全管理に取り組んでいます。

子どもを犯罪等の被害から守るため、児童生徒に防犯ブザーを配布し、学校では不審者侵入対策のための防犯カメラ、非常用通報設備の設置を行うとともに、通学路等への防犯灯の整備や緊急避難所となる子ども 110 番の家の協力をいただきながら、児童生徒へ防犯ブザーを配布するなどの防犯対策に努めています。

#### **ウ 施設整備**

##### **(ア) 学校施設**

学校施設については、児童生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、老朽化の著しい学校施設においては、今後も大規模改修を継続していく必要があります。また、校内のバリアフリー化や特別教室への空調設備、トイレ環境の改善、老朽化した水道管の布設替え、屋外施設の改修についても年次的かつ計画的に行っていく必要があります。さらに、松山地区の小中学校を統合するなど、学校の在り方について地域実情に合った学校の整備を行っていく必要があります。余裕教室や余裕施設の効果的な活用も見据えた整備に努めながら、学びの多様化学校や義務教育学校の整備を進めています。

##### **(イ) 学校給食センター施設**

学校給食センターは、児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供するだけではなく、給食を通じて児童生徒に健康的な食習慣や食文化について学ばせる役割も担っています。中でも、安心安全な給食を提供するために、食材の選定から調理、配送までの全工程において、厳格な衛生管理を行う必要があり、平

成20年の供用開始から17年が経過し、建物本体や調理機器等の老朽化に対応するため計画的に更新していく必要があります。

#### (ウ) 社会教育施設

社会教育施設は、集会及び研修等の場として、やっちゃんふれあいセンター、コミュニティセンター志布志市文化会館、各地区公民館、青少年館等が設置されており、有効に利用されています。しかし、老朽化により改修等や備品購入の必要な施設もあるので、計画的な対策を図っていく必要があります。

#### (エ) 社会体育施設

社会体育施設は、陸上競技場、体育館、武道館、野球場、人工芝サッカー場、テニスコート、室内プール及び弓道場などが整備され、各種スポーツ大会やイベントの開催をはじめ、スポーツ合宿等の交流施設として利用されています。

また、しおかぜ公園はサッカーやウォーキング、ジョギング等の健康づくりの場として利用されています。

しかし、老朽化により年次的・計画的な改修が必要となっている施設もあるため、中・長期的な整備計画を立て、持続可能な施設の整備を進めていく必要があります。

#### **エ 生涯学習**

市民一人一人が生きがいのある豊かな人生を送るために、「いつでも、だれでも、どこでも」学べる生涯学習の推進を図るとともに、自らの主体的な学習活動を通じて学んだことを社会に還元する生涯学習のまちづくりを目的に、各種生涯学習講座や生涯学習フェスティバルを開催しています。

また、市民のニーズを反映できる生涯学習施策を展開するために、生涯学習まちづくり出前講座を開設しています。

さらに、生涯学習まちづくりの手法を学習するために、地域で自ら活動しつつ周囲の人々に地域活動への参加を促す創年市民大学を実施しています。

#### **オ 図書館の充実**

本市の図書館運営については、20万冊を超える書籍の充実が図られ、市民が求めている資料や情報を提供するレファレンスサービスに努めるとともに、移動図書館による貸し出しサービスをはじめ、高齢者、障がいのある方、交通弱者等への本の宅配サービスなど利用者ニーズに対応した運営を実施しています。

また、令和5年10月から電子書籍導入により、いつでも・どこでも・誰でも閲覧・貸出しが可能となり利便性向上に繋がっています。

図書館に隣接する志ふれあい交流館では、お話しやアニメ上映会など毎月実施しているものと、緑陰読書会や図書館まつりなどの季節に応じたイベントに取組み、さらには、学校、幼稚園、保育所等へ出向いての読み聞かせ等を実施しています。

このほか、子育て支援事業の一環として、家庭で読み聞かせをする機会をつくる「ブックスタート事業」、小学校入学時における「セカンドブック事業」、小学校卒業時の「サードブック事業」、小中学生を対象に図書館の仕組みや役割を学ぶ一日図書館司書体験などを行っています。

なお、平成9年の開館から29年を迎えており、館内各所に老朽化による不具合等が生じてきているため、適切な維持管理に努める必要があります。

#### **カ 生涯スポーツの推進**

市民の好みやライフスタイルの多様化、少子化、高齢化、地域社会の脆弱化など社会環境の急激な変化と、健康づくりへの意識の高まりなどにより、市民のスポーツニーズも多様化しており、総合的なスポーツ環境整備が今後ますます重要になってきています。

スポーツの振興に当たっては、生涯スポーツの基礎づくりや体力の向上、家庭や地域とのふれあいなど、さまざまな観点から学校・家庭・地域が相互の理解と連携を図り、市民のスポーツ活動を充実させていくことが求められています。

#### **キ 家庭・地域教育**

近年、ライフスタイルの変化や少子化等により地域における地縁的なつながりが希薄になりつつある中で、家庭における教育力の低下が懸念されています。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的なマナーなどを育成する上で重要な役割を果たすのですが、しつけなどの子育てに悩みを持つ保護者も少なくない状況です。

本市では、図書館でブックスタートや読み聞かせなどの情操教育や親子のふれあいを重視した事業を実施しているほか、子育て支援センターでは子育てに関する相談や助言、情報の提供、子育てサークルの育成支援などを行っています。

また、保育所（認定こども園を含む。）や幼稚園、小・中学校では、家庭教育学級を開設し、家庭における教育力の向上を図っています。地域コミュニティ協議会においても、地域行事を通した異世代間交流事業や第3土曜日を中心とした土曜体験広場などの体験活動に取り組み、地域コミュニティが中心となって家庭、学校を支える教育活動を行っていますが、児童・生徒の減少など地域の実情により定期的、継続的な活動が困難であるとの課題もあり、各機関との連携を密にした活動内容の充実が求められています。

**ク 幼児・児童教育**

少子高齢化社会の中で、地域社会が一体となって子どもを育てていくまちづくりを進めるために、家庭教育力の強化や地域とのふれあい活動、子育て支援体制の充実等を推進しています。

子どもは、異年齢集団の中で活動することによって集団の一員としての自覚を深め、自己中心的傾向から脱却し、思いやりを持つ豊かな人間性や社会性を身に付けていきます。

近年の高度情報化、少子高齢化、核家族化などの社会環境の変化に伴い、家庭や地域において多様な人間関係を持つ機会が著しく減少するなどの課題があることから、地域社会が一体となって子どもたちのコミュニケーション能力等を育成することが求められています。

**ケ 青少年育成**

異文化や多文化共生社会への理解を促進し、日本文化を再認識することや、国際感覚を養うことを目的に、海外への研修派遣事業を行っています。また、国内でのイングリッシュキャンプやジュニアリーダー等の研修事業など学校の枠を超えた交流・体験活動を行っています。

これらの異年齢集団での交流や体験を通じ、自尊感情や自立心を養うことで自己を確立し、地域や学校でリーダーとして活躍していく人材の育成を図っています。

**(2) その対策****ア 学校教育**

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学力の向上、心の教育の充実及び健康の増進や体力の向上など、学校教育の充実に努めます。

また、個性を生かす教育を充実させ、特色ある教育・学校づくりを進めるため、自然環境を生かした体験活動や読書活動等を積極的に進めるとともに学習指導法の改善に努めます。

さらに、総合的な学習の時間を充実させることで、自ら学び、自ら考える力の育成を図るとともに、社会に貢献することの大切さやボランティアの意識を高めるために、地域や学校行事、校区内清掃や福祉施設等との交流などを実施し、子どもたちの健全な育成を図ります。

児童生徒の個性や能力を見いだし、心身共に健全な児童生徒を地域ぐるみで育てる目的として、「子ほめ条例」に基づいた称賛（表彰）を行います。

また、学校におけるＩＣＴ環境のより一層の充実を図り、授業等におけるＩＣＴ機器の効果的な利活用を進めます。

小・中学校における確かな学力の定着を図るため、児童生徒の学力及び家庭学習の実態を把握し、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成を図るため、

包括連携協定を締結している鹿児島大学等の協力も得ながら方策等を検討し、学力の向上に取り組みます。

#### イ 心の教育の推進・安全管理・防犯対策

不登校やいじめ等の未然防止、生徒の問題行動や学校への不適応などの生徒指導上の諸問題、進路問題や家庭内問題などの相談に対処するため、教育相談員、適応指導教室専門指導員・相談員やスクールソーシャルワーカー・学校教育専門官を配置し、生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言指導を実施します。

また、子育て支援センターにおいて、電話や来訪による相談を引き続き実施するとともに、スクールカウンセラーやふれあい教室等との連携を強化し、不登校児童生徒の心のケアや体験活動、学習指導を行い、学校復帰・社会的自立ができるよう支援します。

学校環境の整備及び安全管理については、学校環境の実態把握と適切な整備を行うとともに、不審者対策の避難訓練などを行い、学校における安全管理体制の強化を図ります。校外生活指導連絡会においても、学校外での子どもを取り巻く環境の安全管理に努めます。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、各関係機関と連携しながら防犯灯の整備やパトロールの実施、子ども 110 番の家の設置、防犯ブザーの配布や地域住民等の学校安全ボランティアであるスクールガードの養成に努め、安全な地域づくりを推進します。

#### ウ 施設整備

学校施設の著しい老朽化への対応や施設の全般的な事故防止の観点から、学校施設長寿命化計画の優先度に基づき、防災機能強化事業等国庫補助を活用した整備を行います。また、校内の段差の改修、手摺の設置及びトイレ環境の改善を実施し、バリアフリー化に積極的に取り組みます。併せて、特別教室への空調整備、老朽化した水道管や屋外施設についても、年次的かつ計画的な改修を行います。松山地区の学校については、施設調査により計画を行い、維持保全、改築、改修など、今後の学校規模に合った適切な施設整備となるよう努めます。

学校給食センターについては、建物本体や調理機器等の老朽化に計画的に対応するよう努めます。

社会教育施設や社会体育施設については、その有効利用を図るとともに、老朽化の著しい施設については、緊急度や必要性に応じ改修を行います。

コミュニティセンター志布志市文化会館については、築 39 年を経過しているため、計画的にリニューアル工事を行い、機能の再生を図るとともに、高齢者や身障者等にも優しい施設に改修し利用促進を図ります。

**エ 生涯学習**

多様化、高度化する市民の学習要求に対応する機会を提供するため、NPO 志布志市生涯学習センターを中心施設として「生涯学習講座」「創年市民大学」等の生涯学習の更なる充実・活性化を図りながら、主体的な学習の場を提供します。

全国の生涯学習まちづくりの機関とのネットワーク化を進めるとともに、全国の生涯学習や地域学の第一人者を講師に迎え、まちづくりの実践や研究を通した人材づくりに努めます。

**オ 図書館の充実**

書籍やレファレンスサービスの一層の充実に努め、市民が気軽に利用できる施設を目指します。また、生涯学習時代に対応した市民が主役の図書館づくりや情報発信の拠点施設づくりが求められており、情報ネットワーク化を推進するためには、システムの更新や図書貸出業務等の効率的な運用、図書資料の整備を行います。

また、本好きな子どもを育てる環境づくりとして、学校等でのお話しや団体貸出、移動図書館車の運行など学校図書館との連携を図ります。

さらに、図書館ボランティアや生涯学習センターと連携し、市民が楽しく集える交流の場を提供するとともに、本の紹介や「宅配サービス」の活用の周知に努めます。

**カ 生涯スポーツの推進**

障がいの有無に関わらず市民全員のスポーツへの機運醸成、スポーツの習慣化、市民のスポーツ実施率の向上に向けて、「志あふれる生涯スポーツのまち」を推進し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員と連携を図ります。

ニュースポーツ等によりいつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しめる環境を整備し、スポーツを「みる」から「する」へ、「する」から「ささえる(携わる)」へ、そして「ささえる(携わる)」から「つながる」という活動形態へ移行していくように、人口の年齢構成や今後の動向を考慮した取組を実施します。

**キ 家庭・地域教育**

子どもに基本的倫理観や社会的マナーを教えるべき親の自覚と認識が希薄になりつつある現在、親自身が礼儀や挨拶などの基本的習慣を学ぶ機会を得なければならない状況にあるため、「子どもを教育するのは家庭が基本である」を前提に、各種講座を開催し、親としての自覚を促し、子育ての知識や基本的習慣の習得を図ります。

また、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、より

よく問題を解決する力、思いやりや感動する心を持つ豊かな人間性、たくましく生きるための「生きる力」を学校、家庭及び地域社会が連携して育んでいくために、豊かな自然環境を活用した自然体験活動や社会体験活動、世代間交流などを通した体験学習活動を推進し、地域の遊びや行事を伝承しながら地域の教育力の向上を図ります。

中学生の希望者を対象とした「志学教室（土曜学習教室）」を充実させ、家庭に対する学習支援も図ります。

#### ク 幼児・児童教育

家庭における幼児・児童教育の推進を生涯学習の一環として捉え、生活習慣の中で発達段階に応じた諸施策を年次的に展開し、子育てを支援していく体制と環境づくりに取り組みます。

児童生徒が異年齢集団の中で共にふれあい、互いを理解し合いながらきずなを強め、人を思いやる心を持つ豊かな人間性や社会性を培うために、体験的活動を推進します。また、地域との連携を図りながら、異年齢集団での活動や地域間及び世代間交流活動等を推進し、幼保小連携協議会等により認定こども園・保育所と小学校の連携を図ります。

#### ケ 青少年育成

異文化や多文化共生社会への理解を促進し、日本文化を再認識することや、国際感覚を養うことを目的に、海外への研修派遣事業を行っています。また、国内でのイングリッシュキャンプやジュニアリーダー等の研修事業など学校の枠を超えた交流・体験活動を行っています。

これらの異年齢集団での交流や体験を通じ、自尊感情や自立心を養うことで自己を確立し、地域や学校でリーダーとして活躍していく人材の育成を図っています。

## (3) 計画 (令和8年度～令和12年度)

自立促進 施策区分	事業名（施策名）	事業内容	事業 主体	備考
9 教育 の振興	(1) 学校教育関連施設、校舎、屋内運動場、水泳プール、その他	学校施設老朽化改修事業	市	
		学校施設トイレ改修事業	市	
		松山地区学校整備事業	市	
		各小学校特別教室空調整備事業	市	
		小・中学校施設バリアフリー化改修事業	市	
	(2) 集会施設・体育施設等	小・中学校プール改修事業（漏水改修・ろ過機取替え外）	市	
		志布志運動公園体育館空調設備設置事業	市	
		城山総合公園体育館補修工事	市	
		城山総合公園運動施設改修工事	市	
	(5) その他	多目的屋内運動場整備設計事業	市	
		多目的屋内運動場整備事業	市	
		小規模校入学特別認可制度通学事業	市	
		志布志中学校通学バス運行事業	市	
		松山地区学校通学バス運行事業	市	
		タブレットパソコン導入事業	市	
		学力向上推進事業	市	
		地域ぐるみ学校安全体制推進事業	市	
		道徳教育総合教育支援事業	市	
		土曜学習教室事業	市	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 10 集落の整備



### (1) 現況と問題点

地域社会のつながりが希薄化する中、自治会の果たす役割は、防災・防犯・環境美化・福祉など多岐にわたり、地域にとって極めて重要となっております。

現在、少子高齢化進行や加速する人口減少に加え、個人主義や情報化の進展により、自治会加入率が低下し、1自治会あたりの構成人数の減少、自治会役員の負担感や活動の低下にもつながっております。

また、隣近所の付き合い、地域内のネットワークが失われ、これまで自治会や校区公民館等により活発に行われてきた地域活動が、役員のなり手不足、参加者の減少などにより困難になりつつあり、地域課題は多様化・複雑化しています。

自治会の組織としては、南部海岸沿いの市街地では自治会が隣接し、背後の台地から北部にかけては大小の自治会が点在しており、自治会未加入者の増加、地域ごとに線引きできない自治会、地縁によらない自治会への加入などが見受けられます。自治会数は、表5に示すように382に細分され、1自治会当たりの世帯数平均は、30世帯弱、9世帯以下の規模の小さい自治会は78となっている一方、最も大きい自治会の規模は約280世帯、100世帯以上の自治会も11あり、各自治会の規模が不均一となっています。自治会においては近隣自治会との統合も検討されていますが、財産や慣習などの課題により進捗していないところです。

表5 校区ごとの自治会の規模

令和7年9月1日現在

地 区		自治会数	自 治 会 規 模 (世帯数)				
			9以下	10~29	30~49	50~99	100以上
松山	新橋	35	8	22	5		
	泰野	27	10	15	2		
	尾野見	20	6	8	3	3	
志布志	東区	29	5	16	3	1	4
	帖五区	15	1	8	3	3	
	夏井陣岳区	5	3		1		1
	志布志区	27	7	17	2	1	
	香月	35	4	16	7	5	3
	安楽	16	1	3	5	5	2
	森山	8	1	5	2		
	田之浦	12	2	9	1		
	四浦	2	1	1			
	潤ヶ野	12	3	7	2		
有明	八野	4		3	1		
	伊崎田	29	3	18	7	1	
	有明	23	6	11	6		
	通山	13	1	7	1	3	1
	蓬原	22	2	14	5	1	
	原田	15	2	4	6	3	
	野神	14	3	8	3		
	山重	19	9	8	1	1	
	合 計	382	78	200	66	27	11

## (2) その対策

このように地域を取り巻く環境が急激に変化する中、今後は、地域の課題解決に向け地域ができるることは地域で、地域でできないことや行政でやるべきことは市が、役割分担しながら共に住みよいまちづくりの当事者として協力し、行動する「共生・協働の地域づくり」が、これまで以上に重要となっています。

このため、協働による、魅力ある地域づくりを進めるための基本指針である「共生・協働の地域づくり指針（令和3年3月策定）」に基づき、直面する地域課題の解決や地域の新たな価値の創造のため、多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる組織「地域コミュニティ協議会」の形成を推進したところです。

また、形成された地域コミュニティ協議会の主体的な取組を支援するため、地域支

援員を配置し、地域での活動の中核となるリーダー等の人材育成を促すとともに、「地域まちづくり計画」による将来像実現のために、地域活動を担っていただく人材を地域が自ら雇用することに対して支援することで、地域の負担軽減や地域活性化を図り、性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらない多様な人々の参画など、男女共同参画や多文化共生の視点に立った地域づくりに取り組みます。

さらに、基礎的なコミュニティである自治会活動の活性化を促進するため、自治会運営助成事業や自治会提案型活性化助成事業により自治会活動を支援するとともに、自治会構成規模の適正化を図るため、自治会統合推進事業により自治会の再編成を推進します。

表6 地域コミュニティ協議会

地 区	組 織 名	設 立 日	設立時 世帯数
松 山	新 橋	新橋地区コミュニティ協議会	令和3年4月17日 795
	泰 野	泰野校区コミュニティ協議会	令和4年4月14日 603
	尾 野 見	尾野見コミュニティ協議会	令和5年4月14日 529
志 布 志	志 布 志	志布志小学校区コミュニティ協議会	令和5年6月4日 3,461
	東 区	東区コミュニティ協議会	— —
	帖 五 区	帖五区コミュニティ協議会	— —
	夏 井 陣 岳 区	夏井陣岳区コミュニティ協議会	— —
	志 布 志 区	志布志区コミュニティ協議会	— —
	香 月	香月校区しおかぜ協議会	令和6年5月11日 2,576
	安 樂	安楽おくす協議会	令和6年4月6日 1,567
	森 山	森山校区コミュニティ協議会	令和4年3月27日 181
	田 之 浦	田之浦校区コミュニティ協議会	令和6年4月21日 230
有 明	四 浦	四浦校区公民館	— —
	潤 ケ 野	潤ケ野校区コミュニティ協議会	令和3年3月14日 289
	八 野	八野地区ふるさと協議会	令和5年3月19日 101
	伊 崎 田	伊崎田校区コミュニティ協議会	令和5年4月15日 832
	有 明	有明校区コミュニティ協議会	令和5年4月15日 863
	通 山	通山校区コミュニティ協議会	令和3年4月25日 1,111
	蓬 原	蓬原校区みんなの協議会	令和4年4月17日 655
原 田	原 田	原田校区コミュニティ協議会	令和4年4月17日 715
	野 神	野神校区ふれあい協議会	令和5年4月15日 457
	山 重	山重校区コミュニティ協議会	令和4年4月16日 409

※設立時世帯数は、設立前年度9月1日現在を参照

## (3) 計画(令和8年度～令和12年度)

自立促進 施策区分	事業名(施策名)	事業内容	事業 主体	備考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業  集落整備	自治会統合推進事業  隣接自治会等と統合を行った自治会に対し、補助金を交付することで、自治会の維持及び活性を図る。  自治会運営助成事業  地域住民の連帯によるコミュニティ意識の高揚及び自主的に健全な自治会活動を促進する。  自治会提案型活性化助成事業  自治会が行う地域づくり活動に対して助成金を交付することで、共生協働のまちづくり及び地域活性化を図る。  地域コミュニティ協議会活動促進事業  地域コミュニティ協議会が、自ら策定した地域まちづくり計画に基づき地域課題の解決を図る活動や地域の将来像を達成するための自主的な活動を支援することで共生・協働・自立のまちづくりを推進する。	市	
	(3) その他	自治会集会施設等整備事業  集落道等整備舗装・排水路等の整備(要綱受益3戸以上)	市	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

また、地域拠点施設に公衆無線LANを整備することにより、地域住民の利便性向上や地域活性化、地域情報発信による観光振興、外国人観光客への対応、防災・災害時の通信の確保など、行政サービスのデジタル化の普及促進していくため、インターネット環境の整備に取り組んでいきます。

表7 地域拠点施設と管理体制

令和7年9月1日現在

組織名	活動拠点施設		
	名称	施設 管理	所属部署
新橋地区コミュニティ協議会	老人福祉センター	直営	総務市民課
泰野校区コミュニティ協議会	泰野地区公民館	直営	生涯学習課
尾野見コミュニティ協議会	尾野見地区公民館	直営	生涯学習課
志布志小学校区コミュニティ協議会	志布志地区公民館	直営	生涯学習課
東区コミュニティ協議会	志布志地区公民館分館	直営	生涯学習課
帖五区コミュニティ協議会	帖五区農村加工研修センター	直営	農政畜産課
夏井陣岳区コミュニティ協議会	夏井自治会公民館	—	—
志布志区コミュニティ協議会	志布志地区公民館	直営	生涯学習課
香月校区しおかぜ協議会	香月地区公民館	直営	生涯学習課
安楽おくす協議会	安楽地区公民館	直営	生涯学習課
森山校区コミュニティ協議会	森山地区生活改善研修センター	指定	生涯学習課
田之浦校区コミュニティ協議会	田之浦ふるさと交流館	指定	生涯学習課
四浦校区公民館	四浦地域ふれあいセンター	直営	福祉課
潤ヶ野校区コミュニティ協議会	潤ヶ野地区営農研修センター	指定	生涯学習課
八野地区ふるさと協議会	八野地区農業構造改善センター	指定	生涯学習課
伊崎田校区コミュニティ協議会	伊崎田青少年館	指定	生涯学習課
有明校区コミュニティ協議会	有明青少年館	指定	生涯学習課
通山校区コミュニティ協議会	通山青少年館	指定	生涯学習課
蓬原校区みんなの協議会	蓬原青少年館	指定	生涯学習課
野神校区ふれあい協議会	野神青少年館	指定	生涯学習課
原田校区コミュニティ協議会	原田青少年館	指定	生涯学習課
山重校区コミュニティ協議会	山重青少年館	指定	生涯学習課

※施設管理欄【直営…直営方式（市管理）、指定…指定管理制度導入】

## 11 地域文化の振興等



### (1) 現況と問題点

#### ア 文化活動の推進

本市の文化活動は、文化協会が中心となり、自主的な活動が展開されています。なかでも「志布志市総合芸術祭」は、子どもから大人まで幅広い参加の下、市民主体の文化活動の発表の場となっており、年々高い評価を得ています。

文化に対する投資は、公共事業への投資とは異なり、長期間にわたる継続的な投資によってその効果が上がります。物質的な豊かさよりも心のゆとりや豊かさを求め、生活の質を高めようとする人々の文化芸術への志向は、社会が成熟するにつれて一層高まっています。

鑑賞型自主文化事業として、劇団四季のファミリーミュージカル公演や各種コンサート公演、小・中学校を対象に青少年芸術鑑賞事業等を行っています。

また、創造型自主文化事業として、文化会館ロビーを市民ギャラリーとして開放し、市民に発表と鑑賞の機会を提供しています。

#### イ 歴史遺産の保護活用

文化財の継承及び発展については、保存と整備活用の両面が考えられます。国指定文化財等の公有化を推進し、整備活用を実施することで歴史遺産の保存に努めています。市指定文化財をはじめ未指定の文化財についても、保存のための適正な維持管理が求められています。

文化財保護基盤の整備及び充実として、埋蔵文化財資料についてはその保存活用の拠点施設である埋蔵文化財センターにおいて適切な維持管理を行っています。しかしながら、民俗資料の収集保管については保管施設の老朽化と収蔵面積の不足という状況にあり、適切な維持管理が求められています。

文化財保護思想の普及については、文化財愛護会をはじめとした他団体との連携を促進することが重要です。

### (2) その対策

#### ア 文化活動の推進

文化芸術は、ゆとりや潤いなど精神的な豊かさをもたらし、市の魅力と活力を生み出します。自主文化事業の充実に努め、芸術性の高い文化的刺激により地域文化の向上と市のイメージアップを図り、文化のまちづくりを推進します。

また、民間との協賛事業等にも積極的に取り組みます。

#### イ 歴史遺産の保護活用

本市の貴重な国、県及び市指定の歴史遺産や天然記念物の広域的かつ一体的な

整備を推進するとともに、無形民俗文化財の保存活用が地域の活性化へつながることから、市民がふるさとの伝統的な文化に広く親しむ機会として民俗芸能大会を開催します。また、学習や憩いの広場となるよう文化財を活用した計画的なまちづくりを積極的に進めます。

文化財愛護思想の普及を図るため、文化財愛護会及び民俗芸能等保存会の育成指導と活動助成を行い、指定外の地域の身近な歴史遺産についても保護管理の充実と活用促進に努めます。

志布志東部地区（志布志駅周辺から志布志麓を中心としたエリア）については、「歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画」を基に、日本遺産に認定された志布志麓と一体となった整備と活用を進めます。地区内の豊富な史跡及び文化財の保存活用に努め、地域の活性化と歴史的景観を生かした調和あるまちづくりを推進し、観光を基軸としたまちづくりの形成に取り組みます。

また、「志布志東部地区エリア基本計画」に沿って歴史的建造物の活用推進を実施し、民間事業者と連携して歴史的建造物の改修を行い、活用を推進します。

志布志麓庭園については、福山氏庭園の公開活用を核とした周遊性の高い活用を実施するとともに、保存活用に向け補助事業による公有化に取り組み、保存管理計画及び活用計画に基づいて整備活用を進めます。

続日本100名城に選定された中世山城の志布志城跡については、見学しやすいように適切な維持管理を続けつつ、整備計画書に基づいて補助事業を利用しながら整備活用を進めます。

埋蔵文化財センターでは、遺跡から発見された資料や記録を整理して、その成果を市内外の方々に公開します。本市の歴史遺産に対する市民の理解と認識を深め、その魅力を発信するための企画展を開催します。

## (3) 計画(令和8年度～令和12年度)

自立促進 施策区分	事業名(施策名)	事業内容	事業 主体	備考
	(1) 地域文化振興施設等地域文化振興施設	文化施設維持管理事業 やっちゃんふれあいセンター設備等改修事業	市 実行委員会	
11 地域文化の振興等	(3) その他	松山歴史民俗資料館等維持管理事業 志布志麓庭園公有化推進事業 志布志麓庭園保存整備事業 歴史的建造物活用推進事業 沢記駐輪駐車場(仮称)整備事業 御仮屋門復元整備事業 志布志城跡保存整備事業 文化財保存活用事業 民俗芸能保存会等支援事業	市 市 実行委員会 市 市 市 市 市 市	

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進



### (1) 現況と問題点

脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進が進められています。

令和2年3月に策定した志布志市環境基本計画の中で、令和12年度までに事務事業による温室効果ガスを40%削減することを目標に掲げており、各事務事業におけるエネルギー使用量調査等を行いながら、事務事業に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの導入につきましては、公共施設にソーラーパネルやハイブリッド型の照明灯の設置などを行い、民間事業者によるメガソーラー発電所の設置の際には、立地協定を締結するなどの取組を行ってきましたが、公共施設への大規模な太陽光発電設備等の設置については、費用対効果の面からなかなか進まない状況にあることから、引き続き、民間主導による導入促進を支援していく必要があります。

また、令和5年3月に策定した志布志市地球温暖化対策実行計画・区域施策編から本市の特性として、全体的に化石燃料由来の温室効果ガスの排出量が多く、その発生源の大半は自動車及び農林水産業が占めています。2050年脱炭素シナリオの削減率将来推計結果においても、農林水産業の排出量が最も多いため、その削減が課題となっています。

### (2) その対策

持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられた目標の一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の実現に向け、市民や地域と一体となって、身近なことから環境への負荷の低減に取り組みます。また、環境基本計画に掲げた事務事業による温室効果ガス削減の目標を達成するため、引き続き事務事業におけるエネルギー調査等を行うとともに、太陽光発電、バイオマス発電等の地域の特性を生かした再生可能エネルギーの普及啓発及び導入に関する検討を行い、志布志市地球温暖化対策実行計画に基づき、公用車の更新時においては、環境性能に優れた電気自動車（EV）やハイブリッド自動車等の低公害車・低燃費車の導入に努めるとともに、車両の用途に応じ、排気量の小さな車への転換を進めます。

なお、2025年度SDGs未来都市計画の選定を機に、温室効果ガスの農林水産業部門（お茶・ピーマン・いちご・稲作・養鰻等）における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、営農型ペロブスカイト太陽電池やバイオマス発熱ボイラー設備等の導入を進めます。

### (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名（施策名）	事　業　内　容	事業 主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の推進	(3)その他	公用車更新事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項



### (1) 現況と問題点

#### ア 男女共同参画社会の形成

##### (ア) 個人としての尊厳が尊重される人権の確立

私たちの社会には、社会的に形成された性別（ジェンダー）に基づく意識や価値観が根強く存在しており、これらは、性別に起因する偏見や差別を助長し、一人一人の生き方の選択の自由を阻む要因になっています。

また、社会問題として表面化してきたドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者等からの暴力）の増加・深刻化や、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）をはじめ、女性に対する暴力はジェンダーに基づく意識と深く関連しており、女性の基本的人権を侵害するものです。

また、女性は、妊娠や出産をする可能性があることなどにより、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面するものの、その問題への配慮や女性が心身及びその健康について、主体的に行動し、健康を享受する権利が人権であるという社会的認識が十分ではない現状があります。

さらに男女共同参画社会の実現に向けては「男女」にとどまらず、「多様な性」に関することを含めて広く議論される必要があり、多様性の尊重が求められる社会に変化しています。

これらの問題を解決するためには、全ての人の個人としての尊厳が尊重される人権の確立に向けた取組を進めていく必要があります。

##### (イ) 多様化する生活課題への対応

近年、少子高齢化の進展や核家族の増加等家族や地域の在り方が多様化している中で、家族を構成する男女がともに家族としての責任を担い、また、社会がこれを支援し、地域全体で子育てや高齢者等の介護に取り組むことが求められています。

また、子育ての孤立化による不安やストレスが深刻化すると、児童虐待等の問題が生じるおそれもあり、その防止のためにも、子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることが重要です。

一方、高齢者介護の負担が未だ女性に偏っていることや男性に比べて女性の高齢化が進展しており、介護者に占める女性の割合が男性に比べて圧倒的に多いことなどにより、介護に係る様々な問題は、男性より女性を当事者として起こっている場合が多い現状があります。そのため、要介護者を社会全体で支え、高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりを行う必要があります。

#### (ウ) 個性と能力が発揮できる就業環境の整備

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律が施行されてから35年が経過し、性差別などについて2度の法改正を経て、努力義務規定から禁止規定への強化が進み、法制上の課題については一定程度の解決が見えてきています。

一方で、様々な要因により雇用状況が悪化する中で、多くの女性がパートタイム労働等非正規雇用という形態で働いている現状がありますが、これらはライフスタイルに応じての働き方を調整しやすい反面、労働条件が多様であること等からその実態把握が困難で、不安定な労働条件の下に置かれることもあり、雇用管理の改善に向けた取組が引き続き求められています。

また、女性の多くが家庭的責任を担っている現在、家庭生活と職業生活の両立を図ることは困難な状況にあり、女性の社会進出を阻む大きな要因となっています。その一方で、男性においては、職場優先の生活が求められるなど固定的な性別役割分担意識等が影響して、家庭生活に積極的に参加できない状況があります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識改善は定着しつつある中において、雇用の場における女性の活躍推進は、広く社会的関心事項となっています。

#### (エ) 人権と生活環境の視点を踏まえた地域経済・地域産業の振興

家族経営を主体とするその性質上、地域にいまだ根深く残る固定的な性別役割分担意識等を背景に形成され、支持されてきた慣習やしきたりが、地域生活者一人一人の幸せな暮らしの阻害につながってきたことに理解を深める必要があります。地域の発展に欠かせない農林水産業及び商工自営業の振興に当たっては、経済・産業の振興という視点にとどまることなく、人権尊重を基盤にして各種取組が推進されることが重要な課題です。

農林水産業や商工自営業に従事する女性の多くは、仕事と家庭生活との明確な区分が難しい中で、無報酬労働という現状もあり、健康面や年金の問題などライフステージにおける様々な不安を抱えています。

また、特に農林水産業に関わる各種団体や審議会等における女性の登用は極めて少ない状況にあります。農林水産業を取り巻く社会環境が急速に変化を遂げる中で、その振興を図るためにには、これまで重要な担い手でありながら、政策及び方針決定過程や経営の場に参画する機会が確保されてこなかった女性の参画の拡大が重要な課題です。

**イ 住民参画のまちづくり**

様々な地域課題に自主的に取り組むN P O法人やボランティア団体等が本市内でも活発に活動されており、市民参画意識や市政への参画意識が向上しています。一方で、各団体は自主財源に乏しく、活動を軌道に乗せるまでの支援を必要としています。

**ウ イベント**

鹿児島三大祭りの一つとして知られるお釈迦まつりをはじめ、やっちゃん松山藩秋の陣まつり、志布志みなとまつり、イルミネーション、その他みなとサッカーフェスティバルなどのスポーツイベントを実施しています。本市の特色を生かした個性的で魅力あるイベントの育成が必要です。

**エ 公共施設等マネジメント**

多くの公共施設は高度経済成長期に整備が進められたため、施設の老朽化が進み、施設の安全性を保つために適切で計画的な維持管理や長寿命化等に努める必要があります。また、総人口の減少とともに、少子高齢化が急速に進んでいることから、施設に対するニーズも変化しています。

**(2) その対策****ア 男女共同参画社会の形成**

男女共同参画社会の形成に向けては、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った関連施策を立案・実施することが必要です。その施策を総合的かつ計画的に推進するため、府内外における推進体制を整備し、令和4年度に策定した「第4次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプラン・第3次志布志市DV対策基本プラン・第2次志布志市女性活躍推進計画」の見直しを行い、更に充実した施策の取組を進めます。

**(ア) 個人としての尊厳が尊重される人権の確立**

一人一人が男女共同参画と多様な性への理解を深めるために、学校、家庭及び地域などであらゆる機会を通じて、人権尊重を基盤とし、性別に関わりなく個性を伸ばし自立を育む教育及び学習を推進します。

女性に対するあらゆる形態の暴力の根絶のために、暴力の防止及び被害者の救済に向けた様々な環境の整備に取り組むとともに、女性の人権についての理解を深めるための広報及び啓発に努めます。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）に関する意欲の浸透を図りながら、人権尊重の視点に立った健康及び保健施策を展開します。

### (イ) 多様化する生活課題への対応

多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の確立等全ての子育て家庭に対する支援策の充実を図ります。また、子どもの養育等の面で不安を抱えているひとり親家庭等に対しては、経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図ります。

一方、介護者も要介護者も、住み慣れた地域で個人としての尊厳が尊重され、安心した暮らしを送ることができるよう介護負担が女性のみに偏ることなく地域社会全体で高齢者介護に取り組むための支援体制の構築に努めます。高齢期に自立した生活を送るためにも、若年期からの人生 80 年を見据えたライフデザインの推奨や高齢者の社会参画の促進に取り組みます。

### (ウ) 個性と能力が發揮できる就業環境の整備

雇用等の分野において、誰もが性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができるよう男女雇用機会均等法の履行確保に向けての周知及び徹底の強化を図ります。そして、制度上の男女均等待遇の確保を目指すとともに、事実上生じている男女間の格差を解消するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進が図られるよう情報提供などの支援を展開します。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものであることから、男女雇用機会均等法に基づく雇用管理上の配慮についての周知及び徹底を図ります。

また、非正規雇用者の働きやすい環境づくりに努めるとともに、仕事でのオンライン活用が急拡大したことに伴い、在宅勤務やテレワーク、S O H O（コンピュータネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすことをいう。）等、新しい就業形態への対応や女性の起業に対する支援を推進します。

依然として、結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が多いことや収入減による生活苦を背景に出産をためらう声も聞かれる事から、働く女性が社会で活躍できる就業支援及び雇用環境の改善に取り組みます。

### (エ) 人権と生活環境の視点を踏まえた地域経済・地域産業の振興

農林水産業や商工自営業に従事する女性が、その労働を適正に評価され、労働に見合った報酬を得ることができるよう意識改革に向けた広報及び啓発を進めます。家族経営協定の普及及び締結に向けた取組の強化など、誰もが快適に働くことのできる労働条件の確保や就業環境の整備に努めます。

また、地域資源を地域経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）として積極的に再評価し、有効活用を図るためにも、経営、政策及び方針決定過程に参画できる女性人材の育成に努め、女性が主体的にあらゆる活動に参画することができ

る環境の整備を推進します。

#### イ 住民参画のまちづくり

地域社会を構成する様々な地域団体等が共に協力し支え合う、共生・協働・自立の社会づくりを推進するため、自治会や市民グループ等が企画し実施する公共性のあるモデル的な事業に対し引き続き支援するとともに、その事業が自主的に継続実施できるように支援します。地域の特性や独創性を生かした地域住民による自主的、主体的な地域づくりを進めるため、NPO法人、ボランティア団体等の活動を引き続き支援します。

#### ウ イベント

共生・協働・自立のまちづくりを基本に、まちおこし意識の醸成や人材の輩出、特産品の開発を推進するとともに、地域の連帶意識の高揚と活性化に努めます。

また、若者の市外転出の抑制と都会からのU I Jターン者を呼び込むための取組及びにぎわいを創出できるような取組を実施しながら、魅力溢れる事業を展開します。

#### エ 公共施設等マネジメント

公共施設については、「志布志市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき、長寿命化の推進や維持管理コストの縮減に努め、地域の実情や施設の利用状況等を考慮し、施設の建替え、複合化及び集約化等の検討を行います。

### (3) 計画（令和8年度～令和12年度）

自立促進 施策区分	事業名（施策名）	事業内容	事業 主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(3)その他	共生・協働・自立推進事業 ダイバーシティ推進事業 多文化共生事業 コンパクトシティ形成計画策定事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成29年3月に志布志市公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって計画的に施設の更新、統廃合、長寿命化などを行い、将来の財政負担を軽減・平準化することに取り組んでいます。

本計画においても、公共施設等総合管理計画や個別施設計画との整合を図り、公共施設等の整備や維持管理を総合的かつ計画的に行うことにより、地域の持続的発展に関する施策を推進します。

## 14 過疎地域持続的発展特別事業分

### 計 画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住交流支援業務委託事業	市	交流人口、定住人口の創出及び移住交流の推進
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	地域おこし協力隊事業	市	地域おこしの支援並びに地域への定住定着及び地域の活性化
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	地域少子化対策重点推進事業	市	結婚等に伴う経済的負担の軽減
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	奨学金返還支援事業	市	奨学金返還を支援することにより若者の定着を図る。
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	若者・子育て世帯移住支援事業	市	若者子育て世帯の引越し費用を軽減し移住促進を図る
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	定住支援事業	市	自ら居住する住宅取得に対する支援を行い定住を促進する。
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	空き家バンク登録促進事業	市	移住希望者へ空き家物件の情報提供を行い移住を促進する。
5 交通施設の整備・交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地方公共交通特別対策事業	市	地域住民の生活に必要な交通手段を確保する。
5 交通施設の整備・交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	チョイソコしぶし運行事業	市	高齢者等の外出機械の創出と健康増進及び移動手段の確保
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	RPF 化及びリサイクル処理業務	市	資源の循環
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	環境パトロール・ごみ出し困難者対策事業	市	市内住民の生活環境の向上
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	共同利用型病院運営事業	曾於医師会	曾於市、鹿屋市、志布志市、大崎町による広域的な休日・夜間医療の確保
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	在宅当番医制事業	曾於医師会	日曜・祝日等の当番医療の確保
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	曾於医師会夜間急病センター事業	市	2市1町の広域医療の確保
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	大隅広域夜間急病センター事業	鹿屋市	大隅定住自立圏内の休日・夜間医療の確保
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	大隅4市5町保健医療推進事業	協議会	大隅地域の保健・医療の適正な水準確保
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	都城救急医療センター	都城市	救急医療の確保

	別事業	事業		
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	都城市休日急患診療事業	都城市	日曜・祝日等の救急当番医療の確保
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	二次救急医療体制整備補助事業	市	大隅4市5町の重症急患患者の医療確保
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	自治会統合推進事業	市	統合を行った自治会に補助金を交付し自治会の維持活性化を図る。
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	自治会運営助成事業	市	地域住民の自主的で健全な自治会活動を促進する。
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	自治会提案型活性化助成事業	市	自治会が行う地域づくり活動に対して助成金を交付することで共生・協働のまちづくりを図る
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域コミュニティ協議会活動促進事業	市	各地域のまちづくり計画に基づく活動を支援することで共生・協働・自立のまちづくりを推進する